

はち おう じ し しょう がい しゃ けい かく  
八 王 子 市 障 害 者 計 画

だい き しょう がい ふく し けい かく  
第 6 期 障 害 福 祉 計 画

だい き しょう がい じ ふく し けい かく  
第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画

しゃかいさんかしえん  
社会参加支援プランはちおうじ

れいわ ねんど ねんど ねんど  
令和3年度～5年度（2021～2023年度）

そ あん  
素 案

れいわ ねん ねん がつ  
令和2年（2020年）12月

はち おう じ し  
八 王 子 市



ちいきしゃかい  
地域社会でともに支えあうしくみづくりのために

調整中

れいわ ねん (2021年) 3月

はちおうじしちょう  
八王子市長

いしもり たかゆき  
石森孝志

# 目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び目的	2
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5
5	計画の推進	6
第2章	障害者を取り巻く現状	9
1	障害者数の推移	10
2	障害者の教育環境・就労状況	14
第3章	基本目標・基本方針・施策の体系	21
1	基本目標	22
2	基本方針	22
3	施策の体系	25
第4章	施策の展開（障害者計画）	30
1	主要な取組	31
2	障害者計画について	34
1.	安心して暮らせるまちづくり	34
2.	ともに学び、働き、社会参加するために	53
3.	ともに支えあうために	70

だい しょう ていきょう  
第5章 サービス提供について

(しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく) ..... 80

1 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく ..... 81

2 けいかく きほんりねん さだめ じこう ..... 81

3 しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく ..... 82

1. れいわ ねんど (2023ねんど) のせいこもくひょう かつどうしひょう せってい ..... 82

2. しょうがいふくし サービス等 ..... 97

3. ちいきせいかつしえんじぎょう ..... 115

4. しょうがいじしえん ..... 128

5. しせつ せいびもくひょう ..... 134

4 けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ びょうか ..... 135

ほんけいかく われき しょう れいわ ねんいこう かひょう さんししょう  
本計画では和暦を使用しています。令和2年以降については、下表をご参照ください。

われき 和暦	へいせい ねん 平成31年 れいわがねん 令和元年	れいわ ねん 令和2年	れいわ ねん 令和3年	れいわ ねん 令和4年	れいわ ねん 令和5年	れいわ ねん 令和6年
せいれき 西暦	2019ねん 年	2020ねん 年	2021ねん 年	2022ねん 年	2023ねん 年	2024ねん 年



だい しょう  
第 1 章

けいかくさくてい  
計画策定にあたって

# 1

## けいかくさくてい はいけいおよ もくてき 計画策定の背景及び目的

はちおうじし へいせい ねん ねん がつ はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい  
八王子市では、平成12年(2000年)4月に「八王子市障害者計画」を、平成  
18年(2006年)4月に「八王子市障害福祉計画(18~20年度)[2006~  
2008年度]」をそれぞれ策定してから、時代の変化や障害者(注)のニーズに  
てきかく たいおう りょうけいかく みなお かせ へいせい ねん  
的確に対応するため、両計画の見直しを重ねてまいりました。平成30年度(201  
8年度)には「八王子市障害者計画・第5期障害福祉計画」の策定に併せて、児童  
ふくしほう いちぶがいせい ともな あら しょうがいじふくしけいかく さくてい けいかく もと  
福祉法の一部改正に伴い、新たに「障害児福祉計画」策定し、この3つの計画に基づ  
いて障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進し  
てきました。

この間、国においても障害者に関連する法律や制度は、大きく進展しました。

くに だい きしょうがいふくしけいかく へいせい ねん ねん ねん きほん  
国の第4期障害福祉計画(平成27~29年度[2015~2017年度])の基本  
ししん ちいきせいかつしえんきよてんとう へいせい ねん ねん まつ  
指針において、「地域生活支援拠点等について、平成29年度(2017年度)末まで  
かくしちょうそんまた かくけんいき すく ひと せいび きほん しめ  
に各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする」と示されたこ  
とを受け、本市は地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するための  
ネットワークをづくりを行い、全国的に見ても、いち早く地域生活支援拠点の面的  
せいび おこな へいせい ねん ねん ねん かつよう  
整備を行いました。平成28年度(2016年度)からは、そのネットワークを活用  
して、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を本格的に実施しています。

また、平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に  
かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう へいせい ねん ねん がつ  
関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、平成30年(2018年)10月に  
とうきょうと とうきょうとしょうがいしゃ りかいそくしんおよ さべつかいしょう すいしん かん じょうれい さべつ  
は東京都が「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(差別  
かいしょうじょうれい しこう しょうがいしゃ けんりようご ぜんこくてき とりくみ  
解消条例)」を施行するなど、障害者の権利擁護が全国的な取組となってきました。  
しかしながら、いぜんとしてしょうがいしゃ ぎゃくたい さべつ さんざい しょうがいりかい すいしん  
依然として障害者への虐待や差別が存在しており、障害理解の推進  
が求められています。本市は既に平成24年(2012年)4月に「障害のある人も  
ない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例(差別禁止条例)」を施行していま  
すが、さらなる取組の推進のため、条例改正を行い、市及び事業所における合理的  
な配慮の義務化や市内の児童への障害理解教育等に取り組んできました。

くわ ほんし へいせい ねん ねん ねん がつ ちゅうかくし いこう しんたい  
加えて、本市が平成27年(2015年)4月に中核市に移行してからは、身体

障害者手帳の審査事務や、障害福祉サービスを行う事業所の指定及び指導・監査を行うなど、多くの事務権限を自らの裁量と判断で活用し、市民サービスの向上に努めています。

このように、本市では様々な施策を推進してきましたが、本市における障害者数は増加傾向にあり、高齢化や重度化も進んでいることから、障害者が地域で安心して暮らす事ができるようにするためには、必要なサービス量の確保と適切な支援のさらなる実施が求められています。

そのため、今後もこうした各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した障害者施策を推進していかなければなりません。

こうした中、令和2年度（2020年度）からは医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）の家族の負担軽減のため、八王子市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業を開始するなど、ニーズに即した取組を進めています。

本市では、これらの動向を踏まえ、令和3年度（2021年度）にスタートする新たな計画を策定すべく、令和2年（2020年）5月に障害当事者、障害者団体代表、市民公募委員などで構成する「計画策定部会」を発足し、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を見直し、新たな計画を策定しました。

これらの計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」における6つの都市像の一つ、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を基本理念に、障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らすため、「自立支援の充実」「社会参加の促進」を図るしくみづくりとして策定するものです。

なお、本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の対策を併せて行っていきます。

（注）八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは18歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指します。

# 2

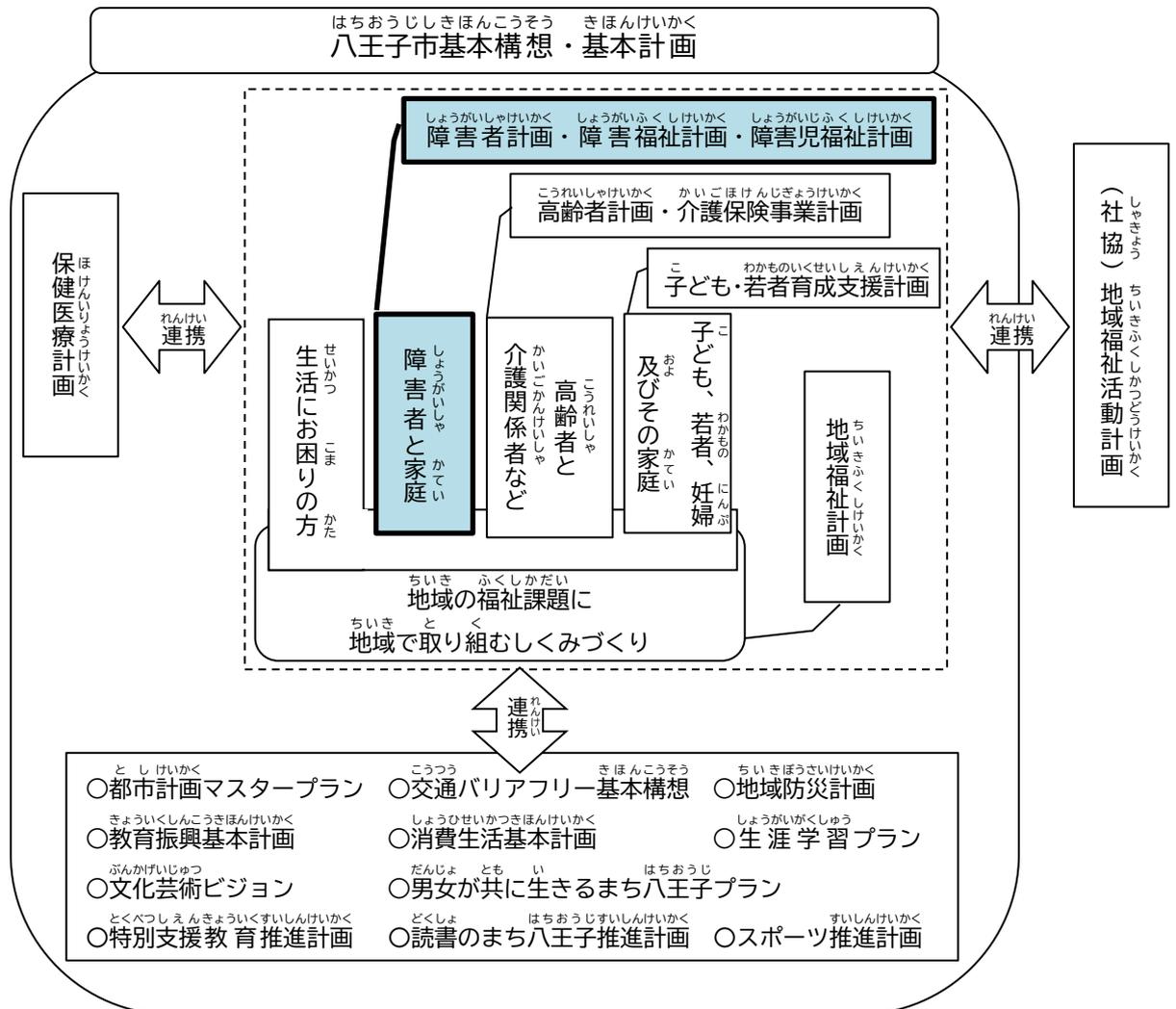
## 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、八王子市の障害者施策の基本となるものです。また障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、それぞれ障害者と障害児の生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定します。

### (2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）」を上位計画とする「八王子市地域福祉計画」の分野別計画として、他の関連計画との関係にも留意して策定します。



### 3

## けいかく きかん 計画の期間

ほんけいかく 本計画は、れいわ ねんど 令和3～5年度（2021～2023年度）の3年間を期間とします。

へいせい ねんど 平成30年度	へいせい ねんど 平成31年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
はちおうじしきほんこうそう きほんけいかく 八王子市基本構想・基本計画								
だい きちいきふくしけいかく 第3期地域福祉計画								
しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ だい きしょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画・ しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画			しょうがいしゃけいかく 障害者計画・ だい きしょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画・ だい きしょうがいじふくしけいかく 第2期障害児福祉計画					
こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ だい きかいごほけんじぎょうけいかく 第7期介護保険事業計画			こうれいしゃけいかく 高齢者計画・ だい きかいごほけんじぎょうけいかく 第8期介護保険事業計画					
だい じ こ 第3次子ども いくせいけいかく 育成計画		こ ども わかものいくせいしえんけいかく 子ども・若者育成支援計画						

### 4

## けいかく さくていたいせい 計画の策定体制

ほんけいかく さくてい 本計画の策定にあたって、はちおうじししゃかいふくししんぎかい しょうがいしゃふくしせんもんぶんかかい 八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に「けいかくさくていぶかい せっち けいかく ないよう こんご しょうがいしゃしきく きょうぎ おこな 計画策定部会」を設置し、計画の内容や今後の障害者施策についての協議を行いました。さくていぶかい しょうがいとうじしゃ がくしけいけんしゃ しょうがいしゃふくし ちいきふくしかんけいしゃ 策定部会には、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉関係者にくわ こうぼしめん がっこうかんけいしゃ ちいき しょうこうかんけい だいひょう など、幅広い市民・関係者が参加して、ちいきぜんたい しょうがいしゃ ささ たいせい め ざ 地域全体で障害者を支える体制づくりを目指しました。

また、けいかくさくてい しょうがい かた せいかつじつたい はあく 計画策定にあたって、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するために、「はちおうじししょうがいしゃちょうさ じっし ちょうさけつか さくていぶかい ぎろん い 八王子市障害者調査」を実施しました。調査結果は、策定部会での議論に活かされるとともに、ひつよう おう けいかく ないよう ほんえい 必要に応じて計画の内容に反映されています。

## 5

けいかく すいしん  
計画の推進

## (1) 中核市としての計画の推進

八王子市では、基本構想・基本計画（八王子ビジョン2022）および八王子市地域福祉計画に基づき、他の関連計画との整合性にも留意しながら、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画を推進してきました。

特に、平成27年（2015年）4月中核市移行後は、移譲された権限を活用し、様々な施策に取り組んでいます。

## ① 身体障害者手帳の認定事務

身体障害者手帳の認定事務については、中核市移行前は東京都が審査し、交付していましたが、八王子市が一括して行えるようになったため、申請から交付までの期間を1か月半程度から2週間程度まで短縮することが可能となり、これにより様々なサービスが早く受けられるようになるなど、市民サービスの向上につながっています。

## ② 障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査事務

中核市移行前は東京都が実施していた障害福祉サービス等事業者の指定及び指導・監査についても、八王子市が一括して行えるようになったため、障害者の権利擁護や雇用促進等の基準を市独自で設定し、また、事業者の指定から指導・監査などにおいて、一貫してきめの細かい対応が可能となったことで、よりサービスの質の確保に取り組むことができるようになりました。

## ③ 障害児通所支援事業者の指定及び指導・監査事務

さらに、平成31年（2019年）4月に、新たに中核市に障害児通所支援事業者の指定及び指導・監査の権限が移譲されました。これにより、障害福祉サービス等事業者と同様に、放課後等デイサービスなどについても、一貫してきめ細かい対応ができるようになりました。

本市は、これらの状況を踏まえ、中核市としての権限を活かし、また、中核市としての役割を十分に認識したうえで、障害者が地域で主体的な生活を送れるよう、

じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ いりょうてき じ せっきよくてき しえん しょうがいしゃ にちじょう  
重 症 心身障 害 児 (者) や 医 療 的 ケ ア 児 へ の よ り 積 極 的 な 支 援 や、 障 害 者 の 日 常  
せいかつおよ しゃかいせいかつ ささ ふくし しつ こうじょうとう しゅう とりくみ い ち  
生 活 及 び 社 会 生 活 を 支 える 福 祉 サ ー ビ ス の 質 の 向 上 等 を 主 要 な 取 組 と し て 位 置 づ け  
た 今回の 障 害 者 計 画 ・ 障 害 福 祉 計 画 ・ 障 害 児 福 祉 計 画 を 推 進 し て い き ま す。

## (2) 計 画 の 推 進 に お け る 進 行 管 理

ほんけいかく すいしん あ しょうがいとうじしゃ しょうがいしゃふくし ちいきふくしかんけいしゃ  
本 計 画 の 推 進 に 当 た っ て は、 障 害 当 事 者 や 障 害 者 福 祉 ・ 地 域 福 祉 関 係 者 な ど で  
こうせい はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ちゅう ば しんちよくじょうきょう ほうこく  
構 成 さ れ る 「 八 王 子 市 障 害 者 地 域 自 立 支 援 協 議 会 ( 注 ) 」 の 場 で 進 捗 状 況 を 報 告 し、  
さんかしゃ いけん ふ しんこうかんり おこな しゃかいじょうせい へんか ともな  
参 加 者 の 意 見 を 踏 ま え て 進 行 管 理 を 行 い ま す。 ま た、 社 会 情 勢 の 変 化 な ど に 伴 い、  
ひつよう おう じゅうなん みなお はか  
必 要 に 応 じ て 柔 軟 に 見 直 し を 図 っ て い き ま す。

ちゅう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつだい じょう  
(注) 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 8 9 条  
きてい もと しょうがい うむ ねんれい せいべつ と ちいきしゃかい  
の 3 の 規 定 に 基 づ き、 だ れ も が、 障 害 の 有 無、 年 齢、 性 別 を 問 わ ず、 地 域 社 会  
で と も に 支 え あ い、 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ くり を 目 指 し、 保 健、 医 療、 福 祉、  
きょういく ろうどう ばんや さまざま ひと きかん れんけい そうだんしえんたいせい じゅうじつ  
教 育、 勞 働 な ど の 分 野 で 様 々 な 人 や 機 関 と 連 携 し、 相 談 支 援 体 制 の 充 実 な  
ど を 図 り、 本 人 の 意 向 に 基 づ い た 必 要 な 支 援 を 受 け、 生 涯 全 て の 場 面 に お い  
て、 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む こ と が で き る 社 会 を 構 築 す る た め の 協 議 の 場  
として、 はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい せっち  
八 王 子 市 障 害 者 地 域 自 立 支 援 協 議 会 を 設 置 す る。

はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいせっちようこうだい じょう ばっすい  
(八 王 子 市 障 害 者 地 域 自 立 支 援 協 議 会 設 置 要 綱 第 1 条 よ り 抜 粋)

## はちおうじしにおけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3」「4」「5」「8」「10」「11」「16」です。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## だい しょう 第 2 章

しょうがいしゃ と ま げんじょう  
障害者を取り巻く現状

# 1

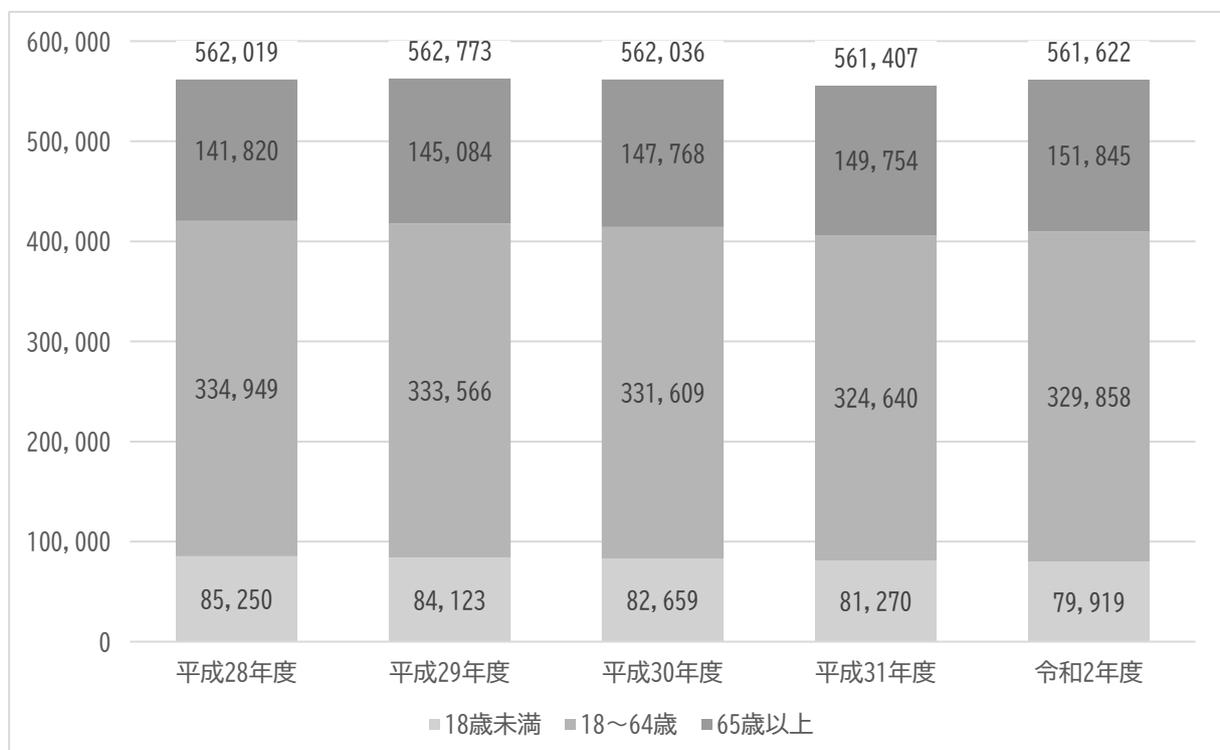
## しょうがいしゃすう すいい 障害者数の推移

### (1) じんこう すいい かくねん がつ にちげんざい 人口の推移（各年4月1日現在）

ほんし そうじんこう は、へいせい 28ねん（2016ねん）がつの562,019にんから、れいわ 2ねん（2020ねん）がつの561,622にんと5ねんかん で397にん のげんしょう 減少となっています。一方で65さいじょう 以上のこうれいしゃじんこう 高齢者人口はぞうか 増加しており、へいせい 28ねん（2016ねん）がつにくら べ、れいわ 2ねん（2020ねん）がつではやく 7%ぞう 増となっています。

※単位：人

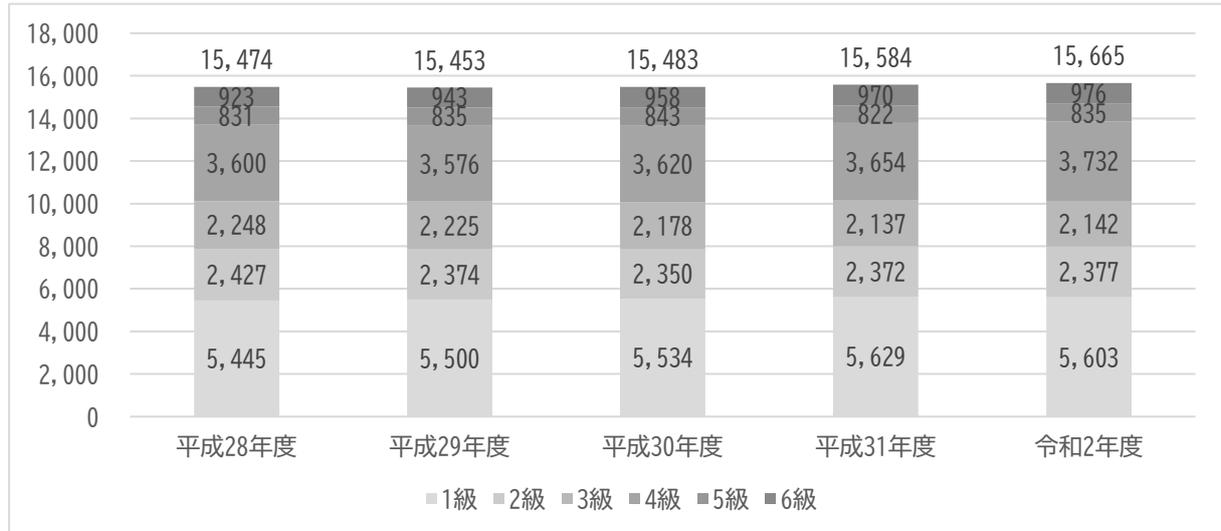
こうもく 項目	へいせい 平成 28ねん 28年度	へいせい 平成 29ねん 29年度	へいせい 平成 30ねん 30年度	へいせい 平成 31ねん 31年度	れいわ 令和 2ねん 2年度
さいみまん 18歳未満	85,250	84,123	82,659	81,270	79,919
さい 18～64歳	334,949	333,566	331,609	324,640	329,858
さいいじょう 65歳以上	141,820	145,084	147,768	149,754	151,845
ごうけい 合計	562,019	562,773	562,036	561,407	561,622



## (2) 障害者手帳所持者数の推移

### ① 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいです。平成28年（2016年）4月では15,474人でしたが、令和2年（2020年）4月では15,665人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、1.2%増となっています。また、障害部位別では、肢体不自由、内部障害が多くなっています。



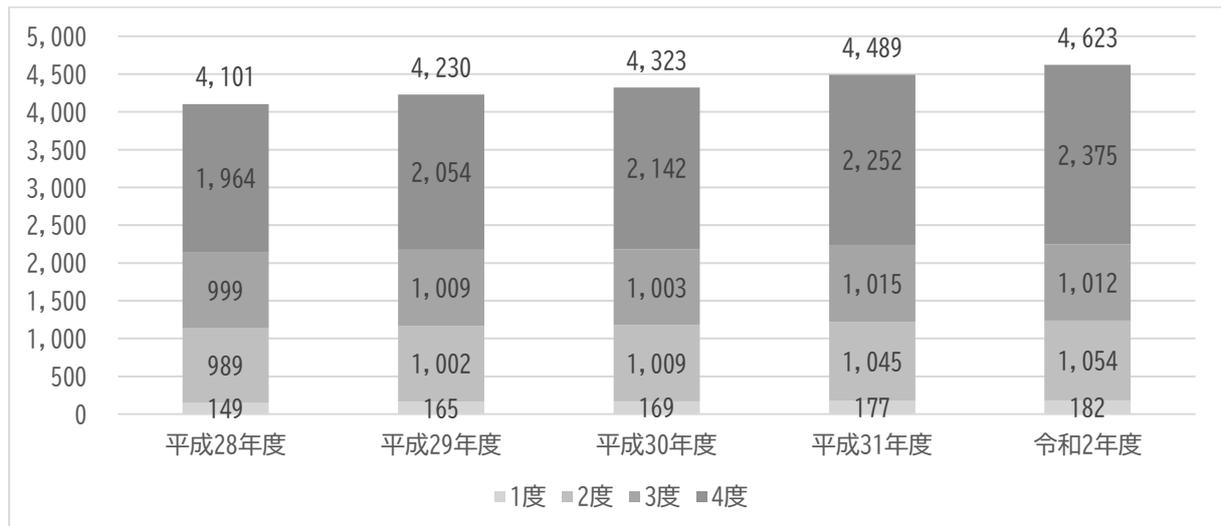
### ◆ 等級別障害部位別手帳所持者数（令和2年〔2020年〕4月1日現在）

※単位：人

	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく障害	内部 障害	合計
1級	1,609	377	97	4	3,516	5,603
2級	1,551	347	396	17	66	2,377
3級	1,298	63	154	100	527	2,142
4級	1,863	79	454	54	1,282	3,732
5級	656	176	3	—	—	835
6級	341	78	557	—	—	976
合計	7,318	1,120	1,661	175	5,391	15,665

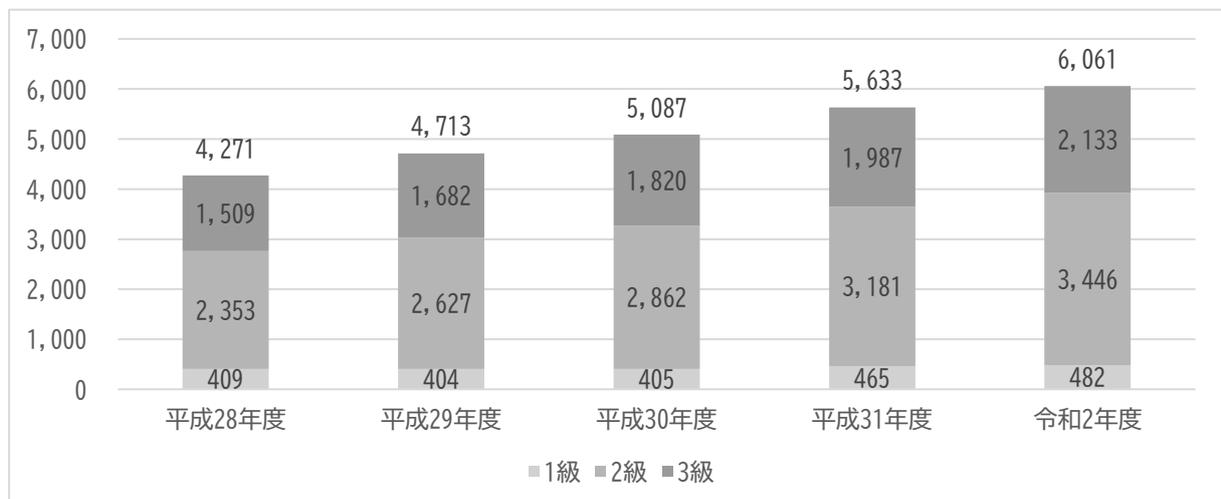
## ②愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移（各年4月1日現在）

知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では4,101人でしたが、令和2年（2020年）4月では4,623人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、12.7%増となっています。



## ③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

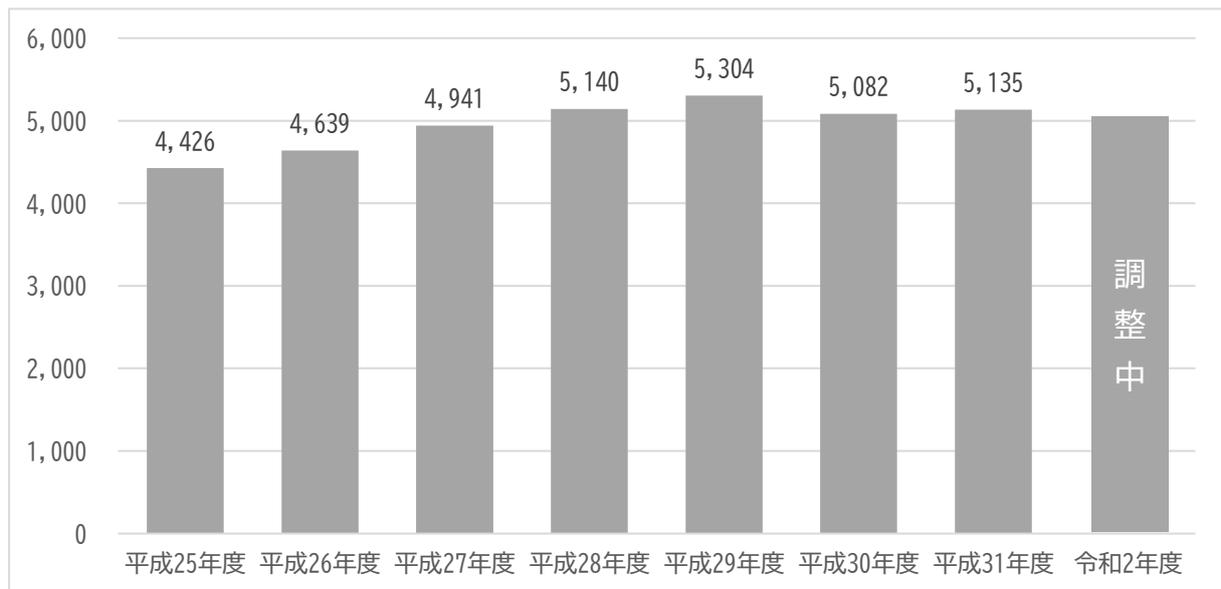
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では4,271人でしたが、令和2年（2020年）4月では6,061人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、41.9%増となっています。



### (3) 特定疾患医療受給者証所持者数の推移

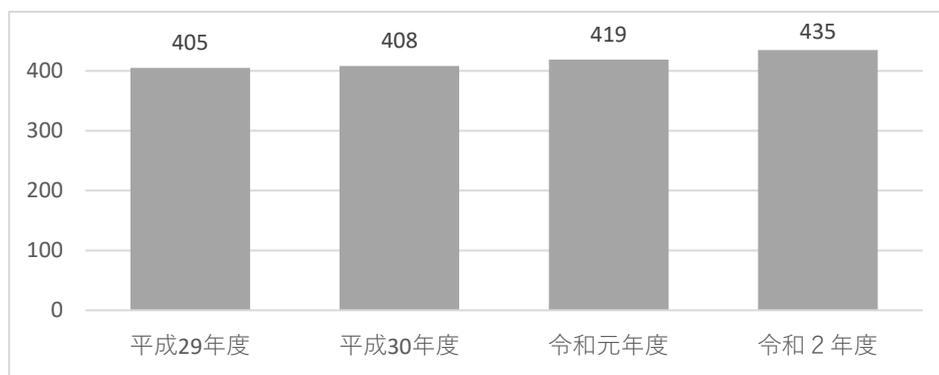
#### ① 特定疾患医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

難病患者等であることを示す特定疾患医療受給者証所持者数は、年々増加しており、平成28年（2016年）4月では5,140人でしたが、令和2年（2020年）4月では●●●●人となっています。これは、平成28年（2016年）4月に比べ、●●%増となっています。



#### ② 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移（各年4月1日現在）

小児慢性特定疾病の患者であることを示す小児慢性特定疾病受給者証所持者数は、年々増加しており、平成29年（2017年）4月では405人でしたが、令和2年（2020年）4月では435人となっています。これは、平成29年（2017年）に比べ、7.4%増となっています。



# 2

## 障害者の教育環境・就労状況

### (1) 教育環境

#### ①市内小中学校への就学状況

新たに小学校へ就学する対象の市内の児童数は、令和2年度（2020年度）で4,219人となり、年々減少傾向にあります。新たに中学校へ就学する対象の市内の生徒数は、令和2年度（2020年度）で4,927人となっています。

#### ◆小学校への児童の就学状況（各年4月7日現在） ※単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
市内の児童数	4,744	4,613	4,404	4,424	4,219
市立小学校 (通常学級)	4,590	4,438	4,251	4,266	4,072
市立小学校 (特別支援学級)	44	53	54	57	51
特別支援学校	50	58	36	39	24
国立・私立小学校	56	58	60	59	71
その他	4	6	3	3	1

#### ◆中学校への生徒の就学状況（各年4月7日現在） ※単位：人

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度
市内の生徒数	4,896	4,829	4,790	4,967	4,927
市立中学校 (通常学級)	4,297	4,230	4,125	4,323	4,293
市立中学校 (特別支援学級)	63	70	87	90	52
特別支援学校	41	42	48	48	52
国立・私立中学校	491	481	525	501	489
その他	4	6	5	5	6

※その他は、他市への区域外就学者等

②市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級の状況

令和2年(2020年)5月1日現在の市内小学校の特別支援学級の児童数は481人で市内全体の児童数の1.8%、学級数は71学級で、市内全体の学級数の7.2%となっています。通級指導学級の児童数は183人で市内全体の児童数の0.7%、学級数は11学級で、市内全体の学級数の1.1%となっています。特別支援教室の児童数は1,201人で、市内全体の児童数の4.5%となっています。

令和2年(2020年)5月1日現在の市内中学校の特別支援学級の生徒数は280人で、市内全体の生徒数の2.1%、学級数は42学級で、市内全体の学級数の9.9%、となっています。通級指導学級の生徒数は17人で、市内全体の生徒数の0.1%、学級数は1学級で、市内全体の学級数の0.2%となっています。特別支援教室の生徒数は300人で、市内全体の生徒数の2.3%となっています。

◆市内小学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別児童数及び学級数  
(令和2年〔2020年〕5月1日現在)

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	ごうけい 合計	学級数
市内全体	4,138	4,364	4,360	4,543	4,701	4,714	26,820	991
特別支援 学級	固定学級	51	81	86	79	94	481 (1.8%)	71 (7.2%)
	通級指導学級	34	39	48	28	19	183 (0.7%)	11 (1.1%)
	特別支援教室	140	200	243	220	211	1,201 (4.5%)	—

◆市内中学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別生徒数及び学級数  
(令和2年〔2020年〕5月1日現在)

項目	1年	2年	3年	ごうけい 合計	学級数	
市内全体	4,378	4,426	4,263	13,067	426	
特別支援 学級	固定学級	87	98	95	280 (2.1%)	42 (9.9%)
	通級指導学級	4	9	4	17 (0.1%)	1 (0.2%)
	特別支援教室	131	86	83	300 (2.3%)	—

### ③市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況

令和2年（2020年）4月1日現在の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住の生徒数は、合計で310人です。

#### ◆市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数

（令和2年〔2020年〕4月1日現在） ※単位：人

学校名	高等部 1年生	高等部 2年生	高等部 3年生	合計
八王子西特別支援学校	50	51	52	153
八王子東特別支援学校	6	1	5	12
南大沢学園	30	34	34	98
多摩桜の丘学園	10	11	18	39
八王子盲学校	3	2	2	7
立川ろう学校	0	1	0	1
合計	99	100	111	310

卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所

など様々な状況となっています。

## (2) 就労状況

### ① 障害者の就職状況

令和2年(2020年)6月1日現在、都内における雇用障害者数を障害種別で見ると、身体障害者が平成28年(2016年)と比較して●●%増の●●人、知的障害者は●●%増の●●人、精神障害者は●●%増の●●人となっています。

#### ◆ 東京都における雇用障害者数(各年6月1日現在) ※単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成28年 (2016年)	125,448	31,712	16,410
平成29年 (2017年)	127,569	33,997	19,400
平成30年 (2018年)	131,701	37,023	25,071
令和元年 (2019年)	135,140	39,599	29,726
令和2年 (2020年)	調整中		

(平成28年〔2016年〕～令和2年〔2020年〕の「障害者雇用状況の集計結果」より)

ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における平成31年度（2019年度）の障害者就職件数は551件であり、平成28年度（2016年度）の389件と比較して41.6%増となっています。特に、精神障害者の就職件数が平成28年度（2016年度）と比べて増加傾向が強いです。

◆ハローワーク八王子管内における障害者就職状況 ※単位：件

	新規求職 申し込み件数	紹介件数	就職件数
平成28年度（2016年度）	1,026	2,498	389
身体障害者	278	710	84
知的障害者	248	265	147
精神障害者	471	1,483	152
その他の障害者	29	40	6
平成29年度（2017年度）	1,142	2,739	409
身体障害者	309	685	75
知的障害者	291	319	149
精神障害者	521	1,685	179
その他の障害者	21	50	6
平成30年度（2018年度）	1,167	2,591	455
身体障害者	324	685	96
知的障害者	256	330	173
精神障害者	566	1,534	181
その他の障害者	21	42	5
平成31年度（2019年度）	1,270	2,620	551
身体障害者	332	665	115
知的障害者	271	355	169
精神障害者	621	1,537	262
その他の障害者	46	63	5

（ハローワーク八王子の資料より）

## ②都内の特例子会社の状況

昭和51年(1976年)の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和62年(1987年)の障害者雇用促進法の改正で法制化され、平成14年(2002年)10月1日からはグループ適用が開始されています。特例子会社の多くは23区内にありますが、多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています。

グラフは調整中

厚生労働省ホームページより  
 (令和元年〔2019年〕6月1日現在)

### ◆多摩地域に設立された主な特例子会社一覧

親会社名	特例子会社名	特例子会社の所在地	認定年月日
国際航業(株)	(株) T D S	府中市	S60.10.30
(株) アサンテ	(株) ヒューマングリーンサービス	府中市	H11.10.1
(株) ジャムコ	(株) オレンジジャムコ	立川市	H11.10.18
横河電機(株)	横河ファウンドリー(株)	武蔵野市	H14.11.1
マンパワーグループ(株)	ジョブサポートパワー(株)	立川市	H15.3.18
(株) みずほフィナンシャルグループ	みずほビジネス・チャレンジド(株)	町田市	H15.4.1
日本電気(株)	エヌイーシー NECフレンドリースタフ(株)	府中市	H15.5.1
りらいあコミュニケーションズ(株)	(株) ビジネスプラス	府中市	H15.5.2

キューピー (株)	(株) キューピーあい	町田市	H15. 12. 26
(株) ブリヂストーン	ブリヂストーンチャレンジド (株)	小平市	H16. 5. 26
京王電鉄 (株)	(株) 京王シンシアスタッフ	多摩市	H16. 12. 16
(株) ベネッセホールディングス	(株) ベネッセビジネスメイ ト	多摩市	H17. 5. 26
日本電信電話 (株)	エヌティーディー N T T クラルティ (株)	武蔵野市	H17. 6. 1
(株) Olympicグループ	(株) オー・エス・シー・フォー ズ	昭島市	H19. 3. 19
オリックス (株)	オリックス業務支援 (株)	立川市	H19. 8. 1
白野自動車 (株)	白野ハーモニー (株)	白野市	H20. 5. 8
東京電力ホールディングス (株)	東電ハミングワーク (株)	白野市	H21. 2. 15
オリンパス (株)	オリンパスサポートメイト (株)	八王子市	H21. 5. 1
アフラック生命保険 (株)	アフラック・ハートフル・サー ビス (株)	調布市	H21. 11. 15
学校法人 法政大学	あれんじ・ふおれすと (株)	町田市	H23. 1. 17
(株) いなげや	(株) いなげやウイング	立川市	H23. 3. 1
シダックス (株)	シダックスオフィスパートナ ー (株)	調布市	H23. 5. 27
エスシーエスケー (株)	※東京グリーンシステムズ (株)	多摩市	H23. 10. 1
(株) サンドラック	(株) サンドラック・ドリーム ワークス	府中市	H24. 2. 8
コミカミノルタ (株)	コミカミノルタウイズユー (株)	白野市	H25. 11. 6

※は、地方公共団体と民間企業とが共同出資して設立した、第3セクター  
方式による重度障害者雇用企業。

# だい しょう 第 3 章

きほんもくひょう きほんほうしん しさく たいけい  
基本目標・基本方針・施策の体系

# 1

## 基本目標

すべての障害者が、必要な支援を受け、

社会参加し、地域で、安定し、

充実した自立生活ができるまちづくり

# 2

## 基本方針

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害の種別と程度にかかわらず、すべての障害者が、必要な支援を受けて社会参加し、地域で安定し充実した生活を継続して送ることが必要です。

このため、日常生活の様々な場面において、必要に応じて支援を受けつつ、障害者自らが選択及び判断していくことを基本とし、主体的な生活を送ることにより、障害者の一層の自立と社会参加を促進します。

また、日常生活を営むうえでのあらゆる障壁の除去に努め、すべての人が対等で平等な社会を築いていくとともに、障害当事者の参画と市民、事業者等との協力による地域福祉のネットワークづくりを推進します。

そこで、日常生活を支える様々なサービスの提供など、障害者が地域で主体的な生活を送ることができるための切れ目ない支援を各機関との連携を図りつつ行っていきます。また、障害者が様々な活動に積極的に参加できる環境を整備するとともに、地域でともに支えあって生活するためのしくみづくりを推進していきます。

## 安心して暮らせるまちづくり

— 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 —

障害者が病院や施設から地域に移行し、また、住みなれた地域社会で、自立し安心して暮らしていくために、ホームヘルプや保健・医療サービス、相談・情報提供などの日常生活に必要なサービスを提供します。そのため、地域生活を支援するための拠点の機能を拡充していきます。加えて、障害者とその家族に対するライフステージに即した相談支援の充実や、障害の早期発見・早期療育の促進などを図るとともに、特別な支援が必要な障害児に対する支援を推進します。また、グループホームや障害者が安心して暮らせるための設備を整えた住宅など、地域で暮らす障害者の生活の場及び福祉施設などの様々な活動の場の整備を進めます。

## ともに学び、働き、社会参加するために

— 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 —

障害のある人もない人もともに学び、働き、社会参加していくために、生涯学習、スポーツ、文化などの様々な分野の社会活動と学習環境の整備を推進します。合わせて、就労に関する相談機能の強化など、一般企業への就労の促進と定着の支援を拡充するとともに、福祉的就労については、市役所が発注する物品やサービスを優先的に障害者就労施設等に発注することで仕事の確保を図ります。また、福祉のまちづくりの推進や移動手段の整備、安全対策の推進など、障害者の社会参加を推進するための条件整備に努めます。

教育・保育等の分野についても、関係機関と一体となって支援体制を充実させていきます。

## ともに支えあうために

— 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 —

障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、保健、医療、福祉の担い手の養成、確保を図り、障害者同士や地域との交流を進めるとともに、地域福祉を推進していきます。また、障害理解を深める施策を推進し、意識のバリアフリー化を促進します。さらに、全ての障害者に対する差別や偏見をなくすため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を適切に運用し、市民や事業者に障害理解を広めていきます。また、障害者への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図るなど、障害者の権利擁護に取り組みます。

基本方針	施策分野	施策項目	ページ
1 安心して暮らせるまちづくり 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備	(1) 地域生活支援	ホームヘルプサービスの充実	P35
		ガイドヘルパー等派遣事業の拡充	P35
		手話通訳協力者等派遣事業の充実	P36
		巡回入浴サービスの推進	P36
		一時保護施設の拡充	P36
		緊急一時保護（家庭）の実施	P36
		機能回復訓練事業の充実	P37
		用具等の給付・修理	P37
		心身障害者や難病患者への福祉手当の支給	P38
		病院・施設等から地域への移行推進	P38
		地域生活支援拠点等の運用	P39
		共生型サービス事業所の整備	P39
		② 相談・情報提供	障害者ケアマネジメントの充実
	相談・情報提供体制の拡充		P41
	当事者活動支援		P42
	障害者ひきこもり対策		P42
	③ 保健医療サービス	保健福祉サービスの充実	P43
		早期発見・早期治療体制の整備	P43
		医療連携の推進	P44
		救急医療体制等の充実	P44
		医療の整備	P45
		療育の整備	P45
		医療費に対する支援	P45

<p>1 安心して暮らせるまちづくり</p> <p>地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備</p>	(1) 地域生活支援	④ 障害児支援	障害児への支援の充実	P46
			重症心身障害児・医療的ケア児への支援	P46
			障害児保育の充実	P47
		⑤ 家族支援	障害児の放課後活動（余暇支援）の充実	P47
			ライフステージに即した支援の充実	P48
			障害者の家族のネットワークづくりの促進	P48
	(2) 住まいの確保と整備	① 住まいの確保	介護を行う家族支援の充実	P49
			障害者用住宅の整備	P50
			グループホーム整備の促進	P50
		② 暮らしやすい住宅への改修	居住支援事業の充実	P51
			住宅改修に関する相談の充実	P51
			住宅設備改善費の助成	P51
	(3) 福祉施設の整備	① 施設整備の促進	通所施設等の整備	P52

基本方針 きほんほうしん	施策分野 し さく ぶん や		施策項目 し さく こ う もく	ページ
<p>2</p> <p>ともに学び、働き、社会参加するために</p> <p>教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実</p>	(1) 学習環境の整備	<p>① 支援を要する児童・生徒への教育の充実</p>	就学前の療育の充実	P53
			特別支援学級の充実	P54
			通常学級における支援の充実	P55
			通常学級における障害理解の推進	P56
			高等教育の機会の確保	P56
		② 生涯学習の推進	講座・講習を受けるための環境整備	P57
		自主的な学習活動を行うための場の提供	P58	
	(2) 就労支援	① 就労支援の促進	情報提供・相談機能の強化	P59
			就労ネットワークの構築	P60
			就労移行支援施設等の活用	P60
			個別移行支援計画の活用	P60
			就労定着支援の活用	P60
			企業への啓発及び就労・雇用の拡大	P61
			通所施設での福祉的就労の促進	P62

<p>2</p> <p>ともに学び、働き、社会参加するために</p> <p>教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実</p>	<p>(3) 社会参加の促進</p>	<p>① 様々な活動への参加促進</p>	<p>社会参加への環境整備</p>	<p>P63</p>
	<p>(4) まちづくりの推進</p>	<p>① 交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進</p>	<p>建築物等のバリアフリー化</p>	<p>P64</p>
			<p>移動環境の整備</p>	<p>P65</p>
		<p>② 情報のバリアフリー化</p>	<p>通訳者等の養成配置</p>	<p>P66</p>
			<p>情報機器の活用</p>	<p>P66</p>
			<p>各障害に応じた情報提供の推進</p>	<p>P67</p>
			<p>防災対策の推進</p>	<p>P68</p>
		<p>③ 防災・防犯対策の整備</p>	<p>避難所の整備</p>	<p>P69</p>
			<p>防犯対策の推進</p>	<p>P69</p>

基本方針	施策分野	施策項目	ページ	
3 地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護 ともに支えあうために	(1)地域福祉 推進の基盤づくり	①推進体制の整備	福祉関係者の資質向上	P71
			福祉人材の確保	P71
			福祉・保健・医療の連携体制の推進	P72
			社会福祉協議会の体制整備	P72
		②交流活動の促進	交流の場の整備	P73
			様々な交流活動の推進	P73
	障害者施設の地域との交流		P73	
	(2)福祉コミュニティの創造	①意識のバリアフリー化	学校教育・生涯学習での福祉教育の推進	P74
			広報・イベント等による啓発活動	P75
			障害者サポーターの養成	P75
		②ボランティア活動の推進	ボランティア組織間の連携充実	P76
			参加のための環境整備	P77
			ボランティアの養成と組織化	P77
	(3)権利擁護	①権利擁護の推進	権利擁護の推進	P78
			成年後見制度の適切な活用	P79
障害者差別禁止の取組			P79	

だい しょう  
第 4 章

し さく てん かい  
施 策 の 展 開

しょう がい しゃ けい かく  
( 障 害 者 計 画 )

# 1

## しゅよう とりくみ 主要な取組

障害者福祉を取り巻く状況は年々変化しています。障害者数の増加、障害者の高齢化や重度化、そして障害者の家族の高齢化はこれからも進んでいくと考えられ、市は地域の関係機関と連携しつつ、今後を見据えた施策を実施していく必要があります。

そうした状況を踏まえて、障害者の地域移行と地域定着や、障害者が地域で安心して日常生活や社会生活を送るための環境づくり、障害者の権利擁護などを推進するため、市は以下の項目について重点的に取り組めます。

### ◆ しゅよう とりくみ 主要な取組

しゅよう とりくみ 主要な取組	がいよう 概要
障害児支援の充実	障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用促進とサービス向上を図ります。また、特に重症心身障害児や医療的ケア児への支援のあり方や、発達障害等の障害児の相談体制の強化や療育の場の拡充について関係機関と検討します。
障害者施設整備の促進	障害者の地域生活を支援するため、特に必要性の高い重度・重複障害者が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設等の整備を促進します。
障害者を支える ネットワークづくり	障害者が地域で安心して暮らせるための支援を行う地域生活支援拠点事業の機能を充実し、ライフステージに即した切れ目ない支援の実施、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、発達障害者支援の一層の充実等、地域の社会資源を活かして障害者の日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進します。

<small>しゅよう とりくみ</small> <b>主要な取組</b>	<small>がいよう</small> <b>概要</b>
<small>ふくし</small> <b>福祉サービスの質の向上等</b>	<small>しょうがいしゃ サービス ていきょうじぎょうしゃ へ てきせつ しどうとう</small> 障害者サービス提供事業者への適切な指導等の実施により、福祉サービスの質の向上に努めます。また、福祉人材の確保のための施策を推進します。
<small>しょうがいしゃこよう そくしん</small> <b>障害者雇用の促進</b>	<small>しな いきぎょう しょうがいしゃこよう じつれいとう じょうほう ていきょう</small> 市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用の理解及び職場環境整備の促進を働きかけるとともに、就労の定着を支援するため関係機関と連携し、障害者への相談機能の強化を図ります。また、一般就労が難しい場合においても、就労継続支援事業等により地域において自立した生活が送れるよう支援します。
<small>ぼうさいたいさく すいしん</small> <b>防災対策の推進</b>	<small>しょうがいとうじしゃ たいしやう さいがいじ そな</small> 障害当事者を対象に災害時に備えるための「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の周知・活用を図るとともに、必要に応じて見直すほか、各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を関係機関と検討していきます。 <small>ちいきぼうさい かんてん かんけいしょかん れんけい ほか</small> また、地域防災の観点から、関係所管との連携を図ります。

<small>しゅよう とりくみ</small> <b>主要な取組</b>	<small>がいよう</small> <b>概要</b>
<small>さべつかいしょう すいしん</small> <b>差別解消の推進</b>	<small>しょうがいしゃさべつかいしょうほうおよ しょうがいしゃさべつきんじじょうれい</small> <b>障害者差別解消法及び障害者差別禁止条例に</b> <small>もと しょうがいりかい はいふ</small> <b>基づき、障害理解ガイドブックの配布やイベントの</b> <small>かいさい しょうがいしゃ ようせいこうざとう ひろ しみん</small> <b>開催、障害者サポーター養成講座等により、広く市民</b> <small>じぎょうしゃ む けいはつ おこな</small> <b>や事業者に向けて啓発を行います。</b>
<small>ぎゃくたいぼうし む しさく</small> <b>虐待防止に向けた施策の</b> <small>すいしん</small> <b>推進</b>	<small>ふくししせつ しょくいん たいしょう しょうがいしゃ</small> <b>福祉施設の職員などを対象として、障害者の</b> <small>ぎゃくたいぼうしけんしゅう かいさい ぎゃくたいぼうし む けいはつ</small> <b>虐待防止研修を開催し、虐待防止に向けた啓発を</b> <small>おこな</small> <b>行います。また、潜在化している虐待等を防止する</b> <small>ひろ しみん む しょうがいりかい しゅうち けいはつ おこな</small> <b>ため、広く市民に向けて障害理解の周知・啓発を行</b> <b>います。</b>

## 2

# しょうがいしゃけいかく 障害者計画について

## 1. あんしん く 安心して暮らせるまちづくり

ちいきせいかつ いこう じりつ く しえん かんきょう せいび  
～ 地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備 ～

### (1) ちいきせいかつしえん 地域生活支援

#### きほんてき かんが 基本的な考え

すべての障害者が住みなれた地域で、必要な支援を受けながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。障害者が必要なサービスを主体的に選択できるよう、日常生活を支援するための様々なサービスを適切に供給し、合わせて、相談・情報提供の充実を図ります。地域移行と地域定着については、障害者地域自立支援協議会の意見を求めながら推進していきます。また、障害を早期に発見して療育につなげる体制の充実を図るとともに、障害者とその家族に対してライフステージに即した相談支援を行い、障害者の自立と社会参加を促進します。

### ① にちじょうせいかつしえん 日常生活支援

ホームヘルプサービス・緊急一時保護・ガイドヘルパー等の派遣や心身障害者福祉センターにおける機能回復訓練事業等の日常生活支援サービスを拡充するとともに、日常生活用具の給付や各種福祉手当の支給など、多様な障害特性に配慮しながら、障害者の地域における自立生活を支援します。また、病院・施設などから地域への移行を推進するとともに、「親亡き後」の地域生活を支援するため、地域生活支援拠点事業の円滑な運用を図るほか、地域のネットワークづくりに取り組みます。

ホームヘルプサービスの充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
ホームヘルプサービス等介護給付の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。</li> <li>障害の重度化や介護する家族の高齢化、家族状況の変化などを背景に、支給量が増加している。</li> <li>利用者のニーズに十分応えられるよう、サービスの質を向上させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害支援区分認定審査会で判定された障害支援区分の基準により、日常生活の支援が必要な人に必要なサービスの支給量を確保します。</li> <li>個々の障害者に配慮したサービスを支給します。</li> <li>サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修機会の周知など情報提供に努めます。</li> <li>サービスを提供する事業者に対する適切な指導等や、関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>

ガイドヘルパー等派遣事業の拡充		
施策項目	現 状	施 策 内 容
ガイドヘルパー一等派遣事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>同行援護・移動支援の支給基準を上回る支給量を必要とする人がいる。</li> <li>事業所数は増加しているが、複雑化する障害者のニーズに十分応えていない。</li> <li>平成28年度（2016年度）から新たに緊急時通学支援を開始したが、利用者が少ない。</li> <li>令和元年（2019年）7月から移動支援を中学生に拡大した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者を対象とした同行援護・移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き進めるとともに、移動の支援を利用しやすいよう検討します。</li> <li>緊急時通学支援については、利用者にわかりやすい情報提供を行い、利用者数の向上に努めます。</li> <li>重度脳性麻痺者の在宅介護を支援するため、介護人派遣事業を継続します。</li> </ul>

「 1 - (1) - ① 」

<p>手話通訳 協力者等 派遣事業の 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法において言語に手話が含まれるなど、障害者が意思疎通や情報取得の手段を選択する際の機会の拡大が図られている。</li> <li>・ 障害者の社会進出が進み、様々な場面でコミュニケーションを図るための協力者が必要とされていることを受けて、協力者の派遣体制の整備を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳協力者や要約筆記協力者、盲ろう者向け通訳・介助者を養成するなど、地域における派遣体制の整備を図っていきます。</li> </ul>
<p>巡回入浴サービス の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害があるなど、ヘルパーによる入浴介助が困難な人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅の重度障害者の日常生活を支援するため、巡回入浴サービス事業を継続・推進します。</li> </ul>

いちじほごたいせいせいび 一時保護体制の整備		
しさくこうもく 施策項目	げんじょう 現状	しさくないよう 施策内容
<p>一時保護施設の 拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護施設の数や年々増加しているが、施設の利用ニーズへの対応は十分とは言えない。</li> <li>・ 精神障害者や医療的ケアを必要とする重複障害者の受け入れ施設が少なく、少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時保護施設の拡充を図り、医療機関等との連携についても検討します。</li> <li>・ グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。</li> <li>・ 既存の一時保護施設に対して、受け入れの拡大を働きかけます。</li> </ul>
<p>緊急一時保護 (家庭)の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な所で保護できる制度として必要とする人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を継続して実施します。</li> </ul>

機能回復訓練事業の充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
機能回復訓練事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳性麻痺・パーキンソン病等、難病を含む様々な障害の機能回復訓練（機能の維持を含む。以下同じ。）を実施する施設が少くない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身障害者福祉センターの機能回復訓練に関する事業を推進します。</li> <li>・ 医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業を進めます。</li> <li>・ 障害者等が機能回復訓練等にも利用できる歩行用プールを運営します。</li> </ul>

日常生活用具等の給付		
施策項目	現 状	施 策 内 容
用具等の給付・修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主に身体障害者の増加により、給付件数も増加している。</li> <li>・ 市のホームページや窓口、日常生活用具の委託業者等を通じた用具等の情報提供を行っている。</li> <li>・ 用具等の種目が技術の進歩に追い付いていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活を支援するため、補装具の給付・修理を行うとともに、日常生活用具を給付します。</li> <li>・ 市のホームページや窓口、相談支援事業者を通じて引き続き情報提供を行い、適切な給付を行います。</li> <li>・ 用具等の技術の進歩や利用者のニーズに応じた支給のあり方について検討します。</li> </ul>

「 1 - (1) - ① 」

ふくしてあて しきゅう 福祉手当の支給		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
しんしんしょうがいしゃ 心身障害者や なんびょうかんじゃ 難病患者への ふくしてあて しきゅう 福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>けいざいてきこんきゅうしゃ おお ・ 経済的困窮者が多 い。</li> <li>かくしゅてあて しきゅうけん ・ 各種手当の支給件 数が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しんしんしょうがいしゃ しょうがいじ ふよう ・ 心身障害者や、障害児を扶養する ほごしゃ げんいん ふめい ちりょうほうほう かくりつ 保護者、原因が不明で治療方法が確立 されていない難病等の患者に対し て、各種手当を支給します。</li> <li>しゃかいじょうきょう へんか ふ てあて ・ 社会状況などの変化を踏まえ、手当 の支給方法について柔軟に対応しま す。</li> </ul>

ちいき いこうすいしん 地域への移行推進		
しきくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
びょういん しせつ 病院・施設 とう ちいき 等から地域 への移行 すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちいき く ・ 地域で暮らす ためのかんきょう 環境 せいび すず 整備は進みつ つあるが、 じゅうばん 十分ではな く、そこに ていちゃく 定着できな ひと い人もいる。</li> <li>じゅうどか こうれいか ・ 重度化・高齢化 によりちいき 地域 いこう むすか 移行が難し にゅうしょしゃ い入所者が ふ 増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しゃかいてきにゆういんしゃ しせつにゆうしょしゃとう ちいき いこう ・ 社会的入院者、施設入所者等の地域への移行・ ていちゃく すいしん ちいき ささ きよじゅう 定着を推進するため、地域の支えあいや居住 の場・日中活動の場の整備とサービスの向上 を働きかけます。</li> <li>とく じゅうど ちようふくしょうがいしゃむ にっちゅう ・ 特に、重度・重複障害者向けや日中サービス しえんがた どう せいび とく く 支援型のグループホーム等の整備に取り組み、 ちいきいこう すいしん 地域移行を推進します。</li> <li>ちいきいこう ちいきていちゃく そうだんきのう ・ 地域移行・地域定着についての相談機能の じゅうじつ とう じょうほう 充実とともに、グループホーム等との情報 こうかん おこな かんけいきかん れんけい きょうか 交換を行うなど、関係機関との連携の強化を はか 図ります。</li> <li>じりつせいかつ む たいけんしせつとう ひ つづ かつよう ・ 自立生活に向けた体験施設等を引き続き活用し ます。</li> <li>とう たいけんりよう しつ こうじょう はか ・ グループホーム等の体験利用の質の向上を図 ります。</li> <li>ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん じりつせいかつえんじょ ・ 地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助の こべつきゅうふ おこな 個別給付を行います。</li> <li>ちいきいこうしえん かつどう すいしん ・ 地域移行支援のためのピアサポート活動の推進 を はか 図ります。</li> </ul>

ちいきせいかつしえんきよてんとう うんよう 地域生活支援拠点等の運用		
しさくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ちいきせいかつしえん 地域生活支援 きよてんとう うんよう 拠点等の運用	<p>・ しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか おや 障害者の高齢化・重度化や「親 なきあと みす ちいき しゃかい 亡き後」を見据え、地域の社会 しげん い しょうがいしゃ 資源を活かして、障害者の にちじょうせいかつ しえん 日常生活を支援するための、 ちいき ネットワーク せいび おこな 地域のネットワーク整備を行 ったが、りようしゃ のニーズに合っ た うんよう ひつよう た運用が必要とされている。</p>	<p>・ ちいき しゃかいしげん い 地域の社会資源を活かし て、しょうがいしゃ す な 障害者が住み慣れた ちいき あんしん く 地域で安心して暮らして いけるよう、き 切れめ ない 支援の円滑な運用を 図っ ていきます。</p> <p>・ ちいきせいかつしえんきよてんじぎょう 地域生活支援拠点事業 の きのう かくじゅう そうだんしえん 機能を拡充し、相談支援 の しょうか はか 強化を図ります。</p>

きょうせいがた じぎょうしょ せいび 共生型サービス事業所の整備		
しさくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
きょうせいがた 共生型サービス じぎょうしょ せいび 事業所の整備	<p>・ 65さい こ しょうがいしゃ なか 65歳を超えた障害者の中 には、かいごほけん サービスに 移行し ても、それまでと同じ じぎょうしょ 事業所で しえん う 支援を受けたい人がいる。</p>	<p>・ しょうがいふくし サービスと かいご 障害福祉サービスと介護 ほけん サービスの 両方 を 提供 する 共生型サービ スの 提案を 事業所 に行 い、 事業所の 整備を 図りま す。</p>

「 1 - (1) - ② 」

②相談・情報提供

障害者が地域において主体的に生活していくために、様々なサービスを一人ひとりの状況に応じて適切に選択できるよう、相談支援機関と連携を図りつつ、ライフステージに即した福祉情報の提供や総合的な相談に応じます。

また、各種のサービスに関する情報が適切に提供されるよう、情報提供体制の充実に努めます。

総合相談・専門相談対応		
施策項目	現 状	施 策 内 容
障害者ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者本人に適切な支援を行うためのサービス等利用計画の作成が必要である。</li> <li>ケアマネジメントの実施体制が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、個々の障害福祉サービスの利用状況を確認しながら、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。</li> <li>ケアマネジメントを主に担う相談支援事業所の増加など、実施体制の充実に向けた検討を行うとともに、サービス等利用計画の周知に努めます。</li> </ul>

<p> <small>そうだん じょうほうていきょう たいせい かくじゅう</small>              相談・情報提供体制の拡充         </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談<small>そうだん</small>を受ける場<small>う</small>は増加<small>ぞうか</small>しているが、十分<small>じゅうぶん</small>ではない。</li> <li>・ 相談支援専門員<small>そうだんし えんせんもんいん</small>の数は増加<small>ぞうか</small>しているが、難病<small>なんびょう</small>を含む様々な障害<small>しょうがい</small>に対応<small>たいおう</small>できる体制<small>たいせい</small>は整つていない。</li> <li>・ 医療機関<small>いりょうきかん</small>、児童発達支援センター及び発達障害児支援室<small>はつたつしょうがいじ しえんしつ</small>において、障害児<small>しょうがいじ</small>の一貫<small>いつかん</small>した発達<small>はつたつ</small>について相談<small>そうだん</small>を受けている。</li> <li>・ 福祉サービスやその他様々な制度<small>たさまさま せいど</small>についての情報<small>じょうほう</small>が必要な人<small>ひつよう ひと</small>に十分<small>じゅうぶん</small>行き渡<small>わた</small>っていない。</li> <li>・ 医療的ケア児<small>いりょうてき</small>に対応<small>たいおう</small>できる支援者<small>しえんしゃ</small>が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージに即<small>そく</small>した福祉<small>ふくし</small>、保健<small>ほけん</small>、医療<small>いりょう</small>、教育<small>きょういく</small>、労働<small>ろうどう</small>との連携<small>れんけい</small>による相談<small>そうだん</small>・情報提供体制<small>じょうほうていきょうたいせい</small>の拡充<small>かくじゅう</small>を図ります。</li> <li>・ 障害者相談員<small>しょうがいしゃそうだんいん</small>のスキルアップ<small>はか</small>を図り、地域<small>ちいき</small>における相談体制<small>そうだんたいせい</small>を充実<small>じゅうじつ</small>します。</li> <li>・ 相談支援専門員<small>そうだんし えんせんもんいん</small>の研修<small>けんしゅう</small>を検討<small>けんとう</small>するなど、相談・情報提供機能<small>そうだん じょうほうていきょうきのう</small>のさらなる向上<small>こうじょう</small>を図ります。</li> <li>・ 難病<small>なんびょう</small>を含む様々な障害<small>しょうがい</small>のある方<small>かた</small>からの多様な相談<small>たよう そうだん</small>に対応<small>たいおう</small>できるよう、地域<small>ちいき</small>の障害者団体<small>しょうがいしゃだんたい</small>などとの連携<small>れんけい</small>を強化<small>きょうか</small>します。</li> <li>・ 障害児<small>しょうがいじ</small>の一貫<small>いつかん</small>した発達<small>はつたつ</small>についての相談<small>そうだん</small>を引き続き受<small>う</small>けるとともに、ライフステージに即<small>そく</small>した切れ目<small>き め</small>ない支援<small>しえん</small>につながるよう、情報共有<small>じょうほうきょうゆう</small>をおこなっていきます。</li> <li>・ 福祉<small>ふくし</small>のしおりやホームページをはじめ、様々な方法<small>さまさま ほうほう</small>を活用<small>かつよう</small>して、必要な人<small>ひと</small>に必要な情報<small>ひつよう じょうほう</small>が行き届<small>い</small>くよう情報提供体制<small>じょうほうていきょうたいせい</small>の充実<small>じゅうじつ</small>を図ります。</li> <li>・ 地域生活支援拠点事業所等<small>ちいきせいかつし えんきよてんじぎょうしょどう</small>等に医療的ケア児<small>いりょう</small>コーディネーターの配置<small>はいち</small>を検討<small>けんとう</small>します。</li> </ul>
--	---	--

とうじしゃかつどうしえん 当事者活動支援		
しさをくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しさをくないよう 施 策 内 容
とうじしゃかつどうしえん 当事者活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の受容や理解ができない、あるいは生き方に迷う障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、継続して取り組む必要がある。</li> <li>・ 障害当事者に対し、学校等より障害理解に対する助言や講義の依頼があるため、当事者のスキルアップが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害当事者自身によるピアカウンセリングなど相談支援機関を活用し、当事者活動への支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

しょうがいしゃ 障害者ひきこもり対策		
しさをくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しさをくないよう 施 策 内 容
しょうがいしゃ 障害者ひきこもり対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児支援室において未就学の障害児及び就学児（不登校児童を含む）の療育を実施し、早期対応によるひきこもりの防止に取り組んでいる。</li> <li>・ 家族だけで支えていることが多いため、長期化する傾向がある。</li> <li>・ 主に精神障害者の早期支援の体制が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族、行政、医療機関、施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所の活用により、相談支援・情報提供を図ります。</li> <li>・ 障害当事者や家族を支援するため、医療機関への緊急受診等の体制整備を図ります。</li> </ul>

③保健医療サービス

障害者が健康を維持し、住みなれた地域や家庭で安心して生活できるよう、保健福祉サービスの充実と医療連携の推進を図るとともに、地域医療の充実、障害者医療・療育の整備の検討を進めます。

保健福祉サービスの充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
保健福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉センターにおいて保健師・栄養・歯科相談や障害者のための生きがづくり教室等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉センターにおいて、健康相談や生きがづくり教室などを引き続き実施していきます。</li> </ul>

早期発見・早期治療体制の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
早期発見・早期治療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者も対象とする各種健診（検診）を実施しているものの、相談支援等の体制は十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の健診（検診）の受診に関する相談支援等の充実を図るとともに、疾病予防及び早期発見、早期治療のための健診（検診）を引き続き実施します。</li> </ul>

「 1 - (1) - ③ 」

ちいきりりょう じゅうじつ 地域医療の充実		
しさをくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
いりょうれんけい すいしん 医療連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちいき いりょうきかん ・ 地域の医療機関に おける しょうがいりかい 障害理解や しえんたいせい こうちく 支援体制の構築が じゅうぶん 十分でない。</li> <li>しょうがい りゆう み ・ 障害を理由に診て もらえない場合が ある。</li> <li>しょうがいしゃ じゆしん ・ 障害者が受診でき る医療機関の情 報 いりょうきかん じょうほう が周知されていな い。</li> <li>しょうがいしゃ し か いりょうれん ・ 障害者歯科医療連 けい しょうがい 携について、障 害 しょうがいしゃ し か しんりょうじま 者歯科診療所 の かくじゅう はか 拡充を 図 っ て い る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はちおうじしちゅうかくびょういん とうきょう い か ・ 八王子市中核病院（東京医科 だいがくはちおうじりりょう およ とうかい 大学八王子医療センター及び東海 だいがく い がくぶかぞくはちおうじびょういん 大学医学部附属八王子病院）と いっぽんびょういん しんりょうじま れんけい すす 一般病院、診療所との連携を進め るとともに、ちいき いりょうきかん 地域の医療機関におけ る しょうがいりかい そくしん しえんたいせい 障害理解の促進や支援体制の こうちく はか 構築を図ります。</li> <li>ちいき しょうがいしゃ りべんせい ・ 地域における 障害者の利便性に こうりよ 考慮した医療機関の情 報 提供に ついてけんとう 検討します。</li> <li>しょうに しょうがい ・ 小児・障害メディカルセンター内 のしょうがいしゃ し か しんりょうじま ちゅうしん の障害者歯科診療所を中心とし た、しょうがいしゃ し か いりょうれんけい すいしん た、障害者歯科医療連携を推進し ます。</li> </ul>
きゅうきゅういりりょうたいせいと 救急医療体制等 の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>やかんきゅうきゅうしんりょうじま ・ 夜間救 急診療所 の運営を始め、 うんえい はじ しょうがい う む かか 障害の有無に関わ らず、切れ目のない き め 救急医療体制を きゅうきゅういりりょうたいせい 整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しょうがいしゃ たい やかんきゅうじつ ・ 障害者に対する夜間休日の きゅうきゅういりりょうたいせい 救急医療体制について、はちおうじし いしかいと う れんけい はか 医師会等と連携を図りつつけんとう 検討 します。</li> </ul>

いりょう りょういく せいび 医療と療育の整備		
し さく こうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
いりょう せいび 医療の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>しょうにしんけいがいらい しょうにせいしんがいらいおよび在宅医療の拠点となる専門医等、地域の障害者の生活を支えるネットワークの中心を担う医療機関が市内には存在しない。</li> <li>せいじんき いりょうてき ひつよう 成人期の医療的ケアを必要とする重度重複障害者のための医療体制が十分でない。</li> <li>しょうに しょうがい 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>じゅうどちょうふくしょうがいしゃ いりょう 重度重複障害者の医療について、福祉、保健、医療、教育等障害者支援ネットワークの構築を進めます。</li> <li>しょうに しょうがい 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の充実を図ります。</li> <li>せいじんき いりょうてき ひつよう 成人期の医療的ケアを必要とする重度重複障害者のために、地域の医療機関との連携などを図ります。</li> </ul>
りょういく せいび 療育の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>りょういく おこな じぎょうしゃ ふ 療育を行う事業者は増えているが、医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場は依然として少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふくし ほけん いりょう きょういく れんけい 福祉、保健、医療、教育の連携を強化し、障害児の早期療育体制の充実を図ります。</li> <li>しょうがいしゃ いりょうてき ひつよう 障害児（医療的ケアを必要とする）のための療育・訓練の場の充実を図ります。</li> </ul>

いりょうひじょせい 医療費助成		
し さく こうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
いりょうひ たい 医療費 対 する支援 しえん	<ul style="list-style-type: none"> <li>しょうがいしゃいりょうひじょせい ひつよう 障害者医療費助成を必要としている人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しょうがいしゃ いりょうひ 障害者の医療費について助成します。</li> </ul>

「 1 - (1) - ④ 」

④ 障害児支援

教育・保育等の関連機関と連携を図りつつ、障害児とその家族に対して、乳幼児期から就労期まで一貫した支援の提供を図っていきます。また特に重度・重複障害児や医療的ケア児について支援の充実に取り組んでいきます。

障害児への支援の充実		
施策項目	現 状	施 策 内 容
障害児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長に応じた切れ目のない支援を行うため、赤ちゃん訪問等で「はちおうじっ子マイファイル」を配布している。</li> <li>障害児の一貫した発達について相談する場が十分でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「はちおうじっ子マイファイル」配付時等に障害児の相談先パンフレットを配布し、相談先の周知を図ります。</li> <li>保健福祉センター等と連携し、児童発達支援センターにおける障害児の一貫した発達の相談に取り組みます。</li> <li>障害者地域自立支援協議会にて、ライフステージに即した切れ目ない支援に関して、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援するための協議を行います。</li> </ul>
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院から地域へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、当事者と家族への支援が求められている。</li> <li>重症心身障害児や医療的ケア児が利用できない施設が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等が重症心身障害児(者)等の自宅を訪問して看護する在宅レスパイト事業を適切に運用します。</li> <li>保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が協議する場において、医療的ケア児への支援について検討します。</li> <li>重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れに関するガイドラインを整備し、重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れを事業者に働きかけます。</li> </ul>

しょうがいじほいく ほうかごかつどう よかしえん じゅうじつ 障害児保育・放課後活動（余暇支援）の充実		
しざくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し ざく ない よう 施 策 内 容
しょうがいじほいく じゅうじつ 障害児保育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほいくじょ がくどうほいくじょ ・保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しているが、障害児受け入れのニーズも高まっている。</li> <li>ほいくじょ ようちえん ・保育所・幼稚園での巡回発達相談を実施している。</li> <li>ほいくじょ がくどうほいくじょ ・保育所・学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほいくじょ がくどうほいくじょ ひ つづ き ・保育所・学童保育所において、引き続き障害児の受け入れを行うとともに、学童保育所における障害児の受け入れ拡大を図ります。</li> <li>ほいくじょ ようちえん じゅんかいほつたつそうだん かくじゅう ・保育所・幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。</li> <li>しょうがいじほい じどう じゅうだんせいかつ てきおう ・障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。</li> <li>ほいくじょとうほうもんしえん じぎょうじょ かくじゅう ・保育所等訪問支援事業所の拡充について検討します。</li> </ul>
しょうがいじ ほうかごかつどう (よかしえん) の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほうかごとう ・放課後等デイサービス事業所の数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>じゅうど ちょうふくしょうがいじ たいしょう ほうかごとう ・重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の拡充について検討します。</li> <li>ほうかごとう かくじゅう にっちゅう ・放課後等デイサービスの拡充や日中一時支援の活用を図ります。</li> <li>ほうかごとう じぎょうじょ かくじゅう いちじしえん かつよう はか ・放課後等デイサービスや日中一時支援の事業所に対して適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>

⑤家族支援

障害者とその家族のライフステージに即した相談支援とネットワークづくりを進めるとともに、介護を行う家族への相談支援などのサービスの充実を図っていきます。

家族の相談・情報提供		
施策項目	現 状	施 策 内 容
ライフステージに即した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のライフステージに即した相談支援体制の整備は、十分とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の家族に対して、ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談先の明確化、相談支援体制の周知・充実を図ります。</li> </ul>
障害者の家族のネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の家族会について、設立相談や会場の提供、企画の相談、代表者のサポート等を行っており、継続して取り組む必要がある。</li> <li>相談先のひとつとして、当事者やその家族との相談の場を必要としている人がいる。</li> <li>発達障害者の家族同士の情報共有や交流の場が必要とされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業の中で、障害者の家族のネットワークづくりや、当事者やその家族との相談の機会の増加を図ります。</li> <li>家族会に関する情報の提供を図ります。</li> <li>発達障害者の家族を支援するため、家族同士の情報共有・交流の場を設け、ペアレントメーターの育成に努めます。</li> </ul>

かぞく ささ 家族を支えるサービス		
し さく こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く な い よ う 施 策 内 容
かいご おこな かぞく 介護を行う家族 しえん じゅうじつ 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>かいご おこな かぞく が 身体的、精神的な疲労で こんぱい かぞく こうれいか 困憊したり、家族の高齢化 がすす ささ が進み、支えきれない げんじょう 現状がある。</li> <li>じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ 重症心身障害児(者)の かぞくとう いっていじかんきゅうよう 家族等が一定時間休養を と 取れることが求められて いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いちじほごしせつ う い かくだい 一時保護施設の受け入れの拡大 をはか かいご おこな かぞく を図るなど、介護を行う家族が リフレッシュできるレスパイト きのう じゅうじつ はか 機能の充実を図ります。</li> <li>じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ どうざいたく 重症心身障害児(者)等在宅レ スパイト事業を適切に運用し、 じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ かぞくとう 重症心身障害児(者)の家族等 の一定時間の休養取得を図りま す。</li> <li>ふくすう しょうがいじ かぞく 複数の障害児がいる家族への しえん じゅうじつ はか 支援の充実を図ります。</li> </ul>

## (2) 住まいの確保と整備

### 基本的な考え

障害者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、住居の供給、確保を進めるとともに、住宅整備の改善、居住に関する相談・情報提供などの事業を支援します。

### ① 住まいの確保

障害者が自立して地域生活を送れるよう、障害者用住宅の整備を図るとともに、グループホーム整備の促進も合わせて進めます。また、居住支援事業の充実も図ります。

障害者用住宅の整備		
施策項目	現状	施策内容
障害者用住宅の整備	・ 障害者住宅のニーズが高い。	・ 障害者が自立して生活できるよう、公営住宅等において障害者向け住宅の整備を促進します。

グループホーム整備の促進		
施策項目	現状	施策内容
グループホーム整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の高齢化や障害の重度化、家族の高齢化などを背景に、重度・重複障害者も利用できるグループホームの需要がある。</li> <li>・ 重度・重複障害者が利用できるグループホームが不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホームの整備について、事業者に働きかけます。</li> <li>・ 運営を支援するため、重度・重複障害者向けのグループホームには補助金の加算を行います。</li> <li>・ グループホームに対する適切な指導等の働きかけや、ネットワークづくりの推進により、サービスの質の向上を図ります。</li> </ul>

きよじゅうしえんじぎょう じゅうじつ 居住支援事業の充実		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
きよじゅうしえんじぎょう 居住支援事業の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住に関する相談 や入居の紹介、 手続きなどの支援 を行っており、 継続して取り組む 必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住に関する相談や入居の 紹介、手続きなどの支援の充実を 図ります。</li> </ul>

## ②暮らしやすい住宅への改修

障害者が生活しやすい住宅への改修を進めるため、個人住宅などの設備の改善  
について助成するとともに、改善のための相談を充実します。

じゅうたくせつびかいぜんとう しえん 住宅設備改善等への支援		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じょう 現 状	し さ く ない よう 施 策 内 容
じゅうたくかいしゅう かん 住宅改修に 関す る相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅改修に 関す る相談を必要とし ている人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業所などを活用し、 住宅改修についての相談の充実 を図ります。</li> </ul>
じゅうたくせつびかいぜんひ 住宅設備改善費の じよせい 助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅設備改善費の 助成を必要として いる人がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者が生活しやすい住宅への 改修を促進するため、住宅設備 改善費の助成を引き続き行いま す。</li> </ul>

「 1 - (3) - ① 」

(3) 福祉施設の整備

基本的な考え

障害者の地域生活への移行及び地域定着を促進するために、関係団体と連携しながら通所施設や既存の福祉施設の整備を進めます。

①施設整備の促進

障害者の日中活動の場の充実と社会参加の機会の拡充に向けて、通所施設等の整備を進めます。

通所施設等の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通所施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の介護、訓練、創作・生産活動及び相談、就労移行、就労継続に必要な支援を行う日中活動系施設の数が増加しているが、行動障害や医療的ケア等多様なニーズに対応できる通所施設が必要とされている。</li> <li>・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間延長や重度障害者の受け入れ先が不足している。</li> <li>・ 肢体不自由者の施設が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の地域生活への移行を推進し、障害者の社会参加の機会を拡充するため、通所施設等日中活動の場のさらなる充実を図ります。</li> <li>・ 特別支援学校卒業後の通所施設等の受け入れ時間の延長や重度障害者を受け入れられる通所施設等のさらなる整備を進めます。</li> <li>・ 肢体不自由者の施設整備を支援します。</li> </ul>

## 2. ともに学び、働き、社会参加するために

### ～ 教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実 ～

#### (1) 学習環境の整備

##### 基本的な考え

可能な限り全ての児童・生徒が共に教育を受けられるよう、また、支援を要する児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、教育環境を整備していきます。さらに、学齢期以降も自らの興味や希望に基づいて、学びながら自立した暮らしができるよう、生涯学習環境を整備します。

#### ① 支援を要する児童・生徒への教育の充実

関係機関との連携のもと、障害児を受け入れる学校の体制などの整備、通常の学級における障害理解の推進や支援の充実を図るとともに、大学などの高等教育の機会の確保に努めます。

就学前の療育・特別支援学級の充実		
施策項目	現状	施策内容
就学前の療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備はまだ十分ではない。</li> <li>就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育に関する相談ができる場や療育ができる機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。</li> <li>就学前の障害児の療育に関する相談機能の充実を図ります。</li> </ul>

<p>とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級の じゅうじつ 充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とくべつしえんがっきゅう じゅうよう 特別支援学級の需要が たか 高まっている地域にお ちいき いて、さらなるまな ぶ 字ぶ かんきょう じゅうじつ とく 環境の充実に取り組 んでいくひつよう 必要がある。</li> <li>・ しょうがいじ 障害児については、 しゅうがくまえ かんけいきかん 就学前に 関係機関が じょうほうきょうゆう おこな 情報共有を 行い、 しゅうがくご てきせつ しえん 就学後の適切な支援に つなげているが、さらな とりくみ ひつよう る取組が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちいき じつじょう おう ちてきしょうがい 地域の実情に応じて、知的障害 (こていせい がっきゅう しんせつ とくべつ (固定制) 学級の新設や特別 しえんきょうしつきよてんこう 支援教室拠点校のグループ再編 さいいん についてけんとう 検討していきます。</li> <li>・ こ たち とくせい しょうがい おう 子ども達の特性や障害に応じた てきせつ しどう がくしゅう きかい え 適切な指導や学習の機会を得ら れるようきょういん いくせい はか 教員の育成を図ってい くとどうじ とくべつしえん 同時に、特別支援コーディネ ータをちゅうしん 中心とした、校内での しどう しえんたいせい じゅうじつ はか 指導・支援体制の充実を図りま す。</li> <li>・ とくべつしえんがっきゅう しょうがいじ 特別支援学級において、障害児 がじゅうがん きょういく う 十分な教育を受けられるよ う、ごうりてきはいいよ してん も う、合理的配慮の視点を持った しせつ せいび しえんきかんとう かつよう 施設の整備や支援機関等の活用 をはか を図ります。</li> <li>・ ひ つづ しょうがくまえ かんけいきかん 引き続き、就学前から関係機関 とのれんけい すず 連携を進め、よりてきせつ しえん 適切な支援 や、きょういくないよう じゅうじつ 教育内容の充実につなげま す。</li> </ul>
--	---	--

通常学級における支援と障害理解の推進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通常学級における支援の充実	<p>通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理士による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>・ 保育園・幼稚園・小学校の連携により、保育・教育関係者の連携及び知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>・ 特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加しており、その背景も多様化・複雑化している。</p>	<p>通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、心理士による巡回指導や学校サポーターの配置による学習環境のさらなる整備を引き続き行います。</p> <p>・ 就学支援シートの活用により、支援が必要な児童に良好な教育環境を提供することに加え、小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。</p> <p>・ 小中学校におけるマイファイル作成のため、各学校が保管、引き継いでいく支援が必要な児童・生徒の情報をもとめるサポートファイルの仕組みを推進します。</p> <p>・ 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、保護者や児童・生徒、学校からの相談への対応の充実を図ります。</p> <p>・ 幼児期からの相談体制を含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制の仕組みを構築します。</p>

「 2 - ( 1 ) - ① 」

<p>通常学級における障害理解の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常学級の児童・生徒、保護者、教職員に対して、ガイドブックを活用した授業や、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> <li>・インクルーシブ教育が推進される中で、学校において児童・生徒の発達段階や障害に応じた指導・支援が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。</li> <li>・小学生を対象に、ガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。</li> <li>・共生社会の実現を目指して、副籍制度や障害者施設との交流等により、障害のある子どもとない子どもとの共同学習や、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。</li> </ul>
------------------------	--	--

<p>高等教育の機会の確保</p>		
<p>施策項目</p>	<p>現状</p>	<p>施策内容</p>
<p>高等教育の機会の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の大学では、障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めているが、依然として障害者が高等教育を受ける機会を得るのは難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に障害者の受け入れと障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。</li> <li>・大学コンソーシアム八王子において、障害者を含む多様な学生への対応について、理解を深めていきます。</li> </ul>

② 生涯学習の推進

障害者が主体的に生涯学習活動に参加し、学びの成果を活かして、ともに充実した地域生活を送れるよう、多様な学習機会の提供や活動の場の確保を行うとともに、障害者が講座や講習を受けるための環境整備に努めます。

学習機会の拡大		
施策項目	現状	施策内容
<p>講座・講習を受け るための環境整備</p>	<p>・市民講座等の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者数はまだ少ない。</p> <p>・障害者が社会生活を送る上で必要な知識や能力を学習する機会が必要とされている。</p> <p>・市民講座や講習に障害者が参加しやすいよう、会場、設備や資料に工夫を施す等の様々な取組を行っているが、引き続き障害者への配慮が必要である。</p>	<p>・市民講座等の開催情報や障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市のホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。</p> <p>・障害者を対象とした講座、講習を増やしたり、一般の講座、講習においても障害者が参加しやすい配慮を行うなど、生涯学習への参加機会の拡充を図ります。</p>

「 2 - (1) - ② 」

自主的な学習活動の支援 <small>じしゅてき がくしゅうかつどう しえん</small>		
施策項目 <small>しさくこうもく</small>	現 状 <small>げん じょう</small>	施 策 内 容 <small>し さく ない よう</small>
<p>自主的な学習活動 を行うための場の 提供</p> <small>じしゅてき がくしゅうかつどう おこな ば ていきょう</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各大学 の 施設開放 状 況 ( 図書館施設・ 運動施設・教室等) を 大学コンソーシアム 八王子のホームページ にて公開しているが、 自主的な学習を行う ための場がさらに必要 である。</li> <li>・ 施設の使用料を減免や バリアフリー化など 障害者への学習支援 を行っているが、 自主的な学習活動を 行うためのさらなる 支援が必要である。</li> </ul> <small>かくだいがく しせつかいほう じょうきょう としょかんしせつ うんどうしせつ きょうしつどう だいがく はちおうじ こうかい じしゅてき がくしゅう おこな ば ひつよう しせつ しようりょう げんめん か しょうがいしゃ がくしゅうしえん おこな じしゅてき がくしゅうかつどう おこな しえん ひつよう</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の開放状況について 情報提供を行うとともに、 大学等に施設開放への協力を 働きかけます。</li> <li>・ 障害者が自主的な学習活動を 行うためのグループの活動を 支援します。</li> <li>・ 自主活動グループを支援するた め、講師、指導者等の派遣を進 めます。</li> </ul> <small>しせつ かいほうじょうきょう じょうほうていきょう おこな だいがくとう しせつかいほう きょうりよく はたら しょうがいしゃ じしゅてき がくしゅうかつどう おこな かつどう しえん こうし しどうしゃとう はけん すす</small>

## (2) 就労支援

### 基本的な考え

地域における自立と社会参加を進めるため、就労に関する相談機能の充実を図るとともに、企業等における障害者雇用の促進や福祉的就労のさらなる活用など多様な就労の機会の拡充や、就労定着の促進を図ります。

### ① 就労支援の促進

障害者及び企業への就労に関する情報提供・相談機能を強化し、就労の促進及び定着の支援を行います。また、企業が障害者を雇用しやすい環境の整備や、障害者福祉施設における官公需の拡大など、難病を含めた障害者の就労の機会の拡充を図ります。

情報提供・相談機能の強化		
施策項目	現状	施策内容
情報提供・相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労希望の障害者、雇用を希望する企業に対して、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信をおこなっているが、十分ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労・生活支援センター等と連携し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた難病を含めた障害者の雇用に関する情報の発信を強化します。</li> </ul>

「 2 - ( 2 ) - ① 」

就労の促進と定着支援		
施策項目	現 状	施 策 内 容
就労ネット ワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者地域自立支援協議会において、支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係各所との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者地域自立支援協議会を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携などを図りながら、難病を含めた障害者の就労を支援します。</li> </ul>
就労移行 支援施設等の 活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の卒業生を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援施設の活用などにより、就労への移行を促進します。</li> </ul>
個別移行支援 計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の卒業生を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、就労・生活支援センターなどが中心となつて、障害者・家族・学校・通所施設（福祉的就労）・企業などが連携し、就労支援を促進します。</li> </ul>
就労定着 支援の活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度（2018年度）新設のサービスのため、今後さらなるサービスの浸透を図り、就労定着の支援に繋げていきます。</li> </ul>

<small>きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい</small> 企業への啓発及び就労・雇用の拡大		
<small>しさをくこうもく</small> 施策項目	<small>げん じょう</small> 現 状	<small>し さく ない よう</small> 施 策 内 容
<small>きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい</small> 企業への啓発及び 就労・雇用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての企業等が障害者法定雇用率を達成しているわけではない。</li> <li>・ 市内企業への障害者雇用の働きかけや障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等をおこなっているが、障害者が働くための職場環境の整備はまだ十分とは言えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえて、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供し、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。</li> <li>・ 障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企業が雇用しやすい環境を整備します。</li> <li>・ 市役所において安定した障害者の雇用を推進します。</li> <li>・ 障害者の積極的雇用などを行っている企業を表彰します。</li> </ul>

福祉的就労の促進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通所施設 での 福祉的就労 の 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種の通所施設（福祉的就労）の施設数と利用者数は増加しているが、利用者のニーズを満たしていない施設がある。</li> <li>・ 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や指定管理者、外郭団体から障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っているが、今後も継続的に官公需を拡大するとともに、民間からの発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。</li> <li>・ 障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図ったが、さらなる取組が必要である。</li> <li>・ 障害者の福祉的就労の機会拡大等のため、農福連携の取組が期待されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所施設（福祉的就労）に対し、適切な指導等を行うことにより、サービスの質の向上を働きかけます。</li> <li>・ 障害者地域自立支援協議会の日中活動支援所連絡会での検討を通じ、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図るとともに、「かてかて」と連携しつつ民間企業等に対して障害者福祉施設等への積極的な発注を働きかけます。</li> <li>・ 就労継続支援事業などを活用することにより、障害者の福祉的就労を促進します。</li> <li>・ 関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。</li> </ul>

### (3) 社会参加の促進

#### 基本的な考え

障害者の社会参加を促進するため、様々な分野の社会活動の機会を積極的につくり、充実した日常生活を送ることができるよう支援します。

#### ① 様々な活動への参加促進

障害者が積極的に社会参加できるよう、地域活動やスポーツ・文化・表現活動を支援します。

社会参加への環境整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
社会参加への環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っているが、今後も拡充を図る必要がある。</li> <li>福祉まつりやふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者がスポーツ、文化、レクリエーションなどの社会参加活動により参加しやすい環境をつくるために、関係機関・団体への啓発を進めます。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアセンターや市民活動支援センターの活用による環境整備やボランティア活動を促進します。</li> <li>交通災害共済に公費加入し、交通事故に遭った場合の見舞金支給を行うことで障害者の社会参加を推進します。</li> </ul>

## (4) まちづくりの推進

### 基本的な考え

当事者の参画により、誰にでも開かれたまちづくりを推進するため、建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化を進めるなど、安全で快適な都市環境の形成を図り、障害者の自立と社会参加を促進します。

### ①交通機関・建築物等のバリアフリー化の推進

福祉のまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化や移動環境の整備を図ります。

建築物等のバリアフリー化		
施策項目	現状	施策内容
建築物等のバリアフリー化	<p>・市街地の建物、道路や歩道、交通機関、既存の施設のバリアフリー化及び街中の障害者への公共情報の表示を進めているが、まだ十分とは言えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関などの整備においては、その検討段階に障害当事者が参加することで、障害者が安全に利用できる施設整備を促進します。また、視覚・聴覚障害者への情報提供として点字や音声案内システム・電光掲示板等の活用を図ります。</li> <li>既存の施設についてもバリアフリー化を進めていきます。</li> <li>多数の人が利用する施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。</li> </ul>

<small>いどうかんきょう せいび</small> <b>移動環境の整備</b>		
<small>しきくこうもく</small> <b>施策項目</b>	<small>げん じょう</small> <b>現 状</b>	<small>し さく ない よう</small> <b>施 策 内 容</b>
<small>いどうかんきょう せいび</small> <b>移動環境の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>どうろじょう しょうがいぶつ</small>                      ・道路上の障害物の                 </li> <li> <small>げんしょう おも</small>                      減少 や 思いやり                 </li> <li> <small>ちゅうしゃ</small>                      駐車スペースの                 </li> <li> <small>ぞうか</small>                      増加、はちバスのノ                 </li> <li> <small>か</small>                      ンステップ化など、                 </li> <li> <small>しょうがいしゃ いどうかん</small>                      障害者の移動環                 </li> <li> <small>きょう せいび</small>                      境の整備がなされ                 </li> <li>                     てきたが、さらなる                 </li> <li> <small>とりくみ ひつよう</small>                      取組が必要である。                 </li> <li> <small>じてんしゃ どうろじょう</small>                      ・自転車の道路上の                 </li> <li> <small>ほうちだいすう てつきよ</small>                      放置台数 や 撤去                 </li> <li> <small>だいすう ねんねん へ</small>                      台数は年々減って                 </li> <li>                     きている。                 </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li> <small>えきしせつ しょうこうせつび えきまえひろば せいび</small>                      ・ 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備                 </li> <li> <small>すす いはんこうこくがつ かほう</small>                      を進めるとともに、違反広告物や不法                 </li> <li> <small>せんようがつ てつきよ しどう おこな つうこう</small>                      占用物などの撤去・指導を行い、通行                 </li> <li> <small>ししょう どうろかんきょう</small>                      に支障のない道路環境づくりを進め                 </li> <li> <small>すす</small>                      ます。                 </li> <li> <small>しょうがいしゃ いどうかんきょうせいび</small>                      ・ 障害者の移動環境整備のため、はち                 </li> <li> <small>ていしやう</small>                      バスの低床ノンステップバスの運行                 </li> <li> <small>うんこう</small>                      を継続していきます。                 </li> <li> <small>けいぞく</small>                      ・ 自転車駐車場や駐輪帯の整備を                 </li> <li> <small>じてんしゃちゅうしゃじょう ちゅうりんたい せいび</small>                      継続するなど、放置自転車をなくす                 </li> <li> <small>けいぞく</small>                      対策を進めていきます。                 </li> <li> <small>おも</small>                      ・ 思いやり駐車スペースを拡充しま                 </li> <li> <small>ちゅうしゃ かくじゅう</small>                      す。                 </li> <li> <small>かつよう</small>                      ・ リフトバスの活用やタクシー・ガソリ                 </li> <li> <small>けん しきゆう</small>                      ン券の支給など、障害者の移動手段                 </li> <li> <small>しょうがいしゃ いどうしゅだん</small>                      の確保については、引き続き取り組ん                 </li> <li> <small>かくほ</small>                      でいきます。                 </li> </ul>

「 2 - ( 4 ) - ② 」

② 情報のバリアフリー化

障害者が社会参加し、日常生活を行うための各種通訳者等の養成の促進や情報機器の適切な支給を行い、各障害に応じた情報の提供を行います。

通訳者等の養成配置		
施策項目	現 状	施 策 内 容
通訳者等の養成配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等については継続的な養成事業を行っているが、登録者数の減少に加えて高齢化も進んでいるため、さらなる養成の取組が必要である。</li> <li>失語症者向け意思疎通支援者の養成を開始したが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者の養成の促進を図り、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。</li> <li>失語症者向け意思疎通支援者の養成のほか、失語症者の社会参加のため、失語症サロンの立ち上げ促進に努めます。</li> </ul>

情報機器の活用		
施策項目	現 状	施 策 内 容
情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な日常生活用具を支給することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会環境の変化に応じてより適切な障害者等への情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。</li> </ul>

かくしょうがい おう じょうほうていきょう すいしん 各障害に応じた情報提供の推進		
しさをくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さをく ない よう 施 策 内 容
かくしょうがい おう 各障害に応じ じょうほうていきょう た情報提供 すいしん の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>かくしよかん おんやくしりょう てんじ ・各所管において音訳資料・点字資料・手話動画の作成などを行っているが、各障害に応じたサービスの提供が求められている。</li> <li>しゅわつうやくしゃ ようやくひっき かつよう ・手話通訳者や要約筆記を活用しているが、十分ではない。</li> <li>れいわがねん ねん どくしよ ・令和元年（2019年）に読書バリアフリー法が公布・施行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>かくしょうがい おう じょうほうていきょう ・各障害に応じた情報提供の方策をさらに推進します。</li> <li>けんしゅうどう つう イベント とう ・研修等を通じてイベント等における手話通訳者や要約筆記の活用を促し、利用を促進します。</li> <li>としょかん たくはい ・図書館において宅配サービス、音訳資料・点字資料の作成、対面朗読などにより読書活動を推進します。</li> </ul>

「 2 - ( 4 ) - ③ 」

③防災・防犯対策の整備

当事者参画により防災・防犯対策を推進するとともに、障害者にとって安全で快適な都市環境や生活環境を整えます。

防災対策の推進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
<p>防災対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に障害者を地域で支援するための「障害がある方のための防災マニュアル」及び「障害者サポートマニュアル」の周知を行い、防災意識の向上を図っているが、見直しとさらなる周知が必要である。</li> <li>・障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めているが、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。</li> <li>・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難支援プラン（全体計画）の周知を図ります。</li> <li>・災害時に必要な支援体制として、地域支援組織の結成と個別避難支援プランの策定を促進します。</li> <li>・障害当事者を対象とする「障害がある方のための防災マニュアル」及び支援者向けの「災害時障害者サポートマニュアル」の見直しを行い周知・活用を図ります。</li> <li>・障害者が防災訓練等に積極的に参加できるよう支援し、地域としての防災意識の高揚を図ります。</li> <li>・各災害に応じた福祉避難所（二次避難所）のあり方を関係機関と検討し、災害時の対応の改善を図ります。</li> </ul>

<p>ひなんじよ 避難所の せいび 整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の備蓄品の整備や入所施設への緊急連絡用無線機の配備、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項を記載した「福祉避難所運営マニュアル」の策定などを行ったが、より適切な運営ができるよう見直しが必要である。</li> <li>・災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなど配慮が必要なおことがある。</li> <li>・避難場所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備やさらなる備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所（二次避難所）の環境を整備します。</li> <li>・「福祉避難所運営マニュアル」を活用し、福祉避難所として活用する入所施設に対して、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。</li> <li>・災害発生時の避難場所等において、コミュニケーションを円滑に行うツールとして作成した「コミュニケーション支援ボード」の活用を図ります。</li> </ul>
--------------------------------------	---	--

ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進		
しさくこうもく 施策項目	げん じょう 現 状	し さく ない よう 施 策 内 容
ぼうはんたいさく すいしん 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。</li> <li>・防犯対策パンフレットについては、文字を大きくしたり簡潔で分かりやすい表現、レイアウトにするなどの工夫を行ったが、全ての障害者に対応したものにはなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯講座における障害者への配慮と周知を図ります。</li> <li>・防犯パンフレットについては、より多くの障害者が活用できるよう配慮します。</li> </ul>

### 3. ともに<sup>ささ</sup>支えあうために

～ 地域<sup>ちいき</sup>でともに<sup>ささ</sup>支えあう社会<sup>しゃかい</sup>の実現<sup>じつげん</sup>と障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>の権利擁護<sup>けんりようご</sup> ～

#### ( 1 ) 地域福祉推進<sup>ちいきふくしすいしん</sup>の基盤<sup>きばん</sup>づくり

##### 基本的な<sup>きほんてき</sup>考<sup>かんが</sup>え

地域福祉推進<sup>ちいきふくしすいしん</sup>の基盤<sup>きばん</sup>づくりを<sup>はか</sup>図るため、福祉<sup>ふくし</sup>・保健<sup>ほけん</sup>・医療<sup>いりょう</sup>の担<sup>にな</sup>い手<sup>て</sup>の養成<sup>ようせい</sup>・確保<sup>かくほ</sup>を図<sup>はか</sup>り、あ<sup>あ</sup>わせて、福祉<sup>ふくし</sup>・保健<sup>ほけん</sup>・医療<sup>いりょう</sup>の連携<sup>れんけいたいせい</sup>体制<sup>きょうか</sup>を強化<sup>きょうか</sup>するとともに、障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>や全<sup>すべ</sup>ての市民<sup>しみん</sup>の交<sup>こう</sup>流<sup>りゅう</sup>を<sup>そくしん</sup>促進<sup>そくしん</sup>します。

#### ① 推進体制<sup>すいしんたいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>

地域福祉推進<sup>ちいきふくしすいしん</sup>の基盤<sup>きばん</sup>づくりを<sup>はか</sup>図るため、福祉<sup>ふくし</sup>・保健<sup>ほけん</sup>・医療<sup>いりょう</sup>の人材<sup>じんざい</sup>を確保<sup>かくほ</sup>し、また、関係機関<sup>かんけいきかん</sup>相互<sup>そうご</sup>の連絡<sup>れんらく</sup>調整<sup>ちようせい</sup>による地域<sup>ちいき</sup>でのケア<sup>たいせい</sup>体制<sup>ととの</sup>を整<sup>ととの</sup>えるとともに、ボランティア<sup>ボランティア</sup>グループ、NPO、住民参加<sup>じゅうみんさんか</sup>型<sup>がた</sup>団体<sup>だんたい</sup>などの多<sup>た</sup>様<sup>よう</sup>なサービ<sup>サービス</sup>スの担<sup>にな</sup>い手<sup>て</sup>の育成<sup>いくせい</sup>と体制<sup>たいせい</sup>の整備<sup>せいび</sup>に努<sup>つと</sup>めます。

福祉人材の資質向上と確保		
施策項目	現 状	施 策 内 容
福祉関係者の 資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災、感染症対策等に関する研修を実施しているが、福祉関係者のさらなる資質向上が求められている。</li> <li>・ 資質向上のために様々な研修の受講を希望する声がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉施設等の職員に対して、虐待防止や防犯・防災、感染症対策等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、福祉関係者の資質向上を図ります。</li> <li>・ 福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。</li> <li>・ 市職員が事業者に積極的に関わることにより、適切な指導を行います。</li> <li>・ 外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。</li> </ul>
福祉人材の 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。また、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。</li> </ul>

「 3 - (1) - ① 」

ちいき 地域ケアのネットワークづくり		
しきくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しきくないよう 施 策 内 容
ふくし ほけん いりょう 福祉・保健・医療 の連携体制の すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて適宜連絡調整を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用状況などを把握し、関係者間の連絡調整を図り、その情報を活用します。</li> </ul>

しゃかいふくしきょうぎかい たいせいせいび 社会福祉協議会の体制整備		
しきくこうもく 施策項目	げんじょう 現 状	しきくないよう 施 策 内 容
しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置した地域福祉推進拠点の設置を進めているが、今後も拡充を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の拡充が図られるように、社会福祉協議会に対して、適切な事業を展開するための体制づくりを支援します。</li> <li>CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置した地域福祉推進拠点の設置を進め、障害者をはじめ、地域の方が気軽に集まれる場を、地域の力を活用しながら運営します。</li> </ul>

② 交流活動の促進

障害のある人もない人も、交流活動を通じて理解を深めあう場や機会を拡充します。

交流の場の整備		
施策項目	現 状	施 策 内 容
交流の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求める声もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の孤立化を防止するため、身近な場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。</li> </ul>

交流活動の促進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
さまざまな交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の実現に向けて障害のある人とない人が様々な機会に交流することが求められている。</li> <li>福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」、「手作り作品展」等を通じて交流事業の推進を図っているが、さらなる取組が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者との多様な交流活動を進めるため、学校行事や生涯学習への参加を促進するとともに、保育所、児童館などでの交流事業や地域コミュニティ施設などでの交流事業を推進します。</li> <li>障害のある人とない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。</li> </ul>
障害者施設の地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者施設と地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進します。</li> <li>障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。</li> </ul>

## (2) 福祉コミュニティの創造

### 基本的な考え

障害のある人もない人も、ともに支えあう地域福祉を推進するため、ボランティア活動を推進し、人として尊重しあえる地域社会を創造していきます。

#### ①意識のバリアフリー化

全ての市民が障害者について正しい理解と認識をもち、学校教育や生涯学習の場において、障害者福祉についての理解を深めるため、多様な機会を設け、地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。

#### 障害理解を深める教育の推進

施策項目	現 状	施 策 内 容
がっこうきょうい 学校教育・ しょうがいがくしゅう 生涯学習 での福祉 きょうい 教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等における職場体験の推進や、小中学校における「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っているが、障害に対する理解の促進を引き続き進める必要がある。</li> <li>障害理解に関するガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等での職場体験を推進し、障害者との交流など教育現場での福祉教育の推進を図ります。</li> <li>心身障害者福祉センターにおいて福祉講演会を開催し、生涯学習の分野における障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。</li> <li>教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。</li> <li>引き続き、小学生向けのガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。</li> </ul>

しょうがいりかい ふか けいはつかつどう 障 害 理 解 を 深 め る 啓 発 活 動		
し さ く こ う も く 施 策 項 目	げん じょう 現 状	し さ く な い よう 施 策 内 容
こうほう 広 報 ・ イベ ント 等 に よ る 啓 発 活 動	<p>・ 広報やホームページ、イベントや出前講座等の開催、ガイドブックの発行等を通じて障害者差別の解消と障害理解の促進を図っているが、今後とも継続していく必要がある。</p>	<p>・ リフレット、福祉のしおり等を活用した福祉情報の提供や障害理解を深めるためのガイドブック等の活用、広報紙への障害に関する記事の掲載、出前講座の開催などにより啓発を図ります。</p> <p>・ 町会・自治会・民生委員・障害者地域自立支援協議会など、地域の各種団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施します。</p>
しょうがいしゃ 障 害 者 サポ ー ター の ようせい 養 成	<p>・ 市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。</p>	<p>・ 障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を行う障害者サポーターの養成を行います。</p>

「 3 - (2) - ② 」

②ボランティア活動の推進

障害者の地域生活を支援するため、幅広い市民の参加を得てボランティア活動を推進し、ボランティアの養成やボランティア組織の連携充実を進めます。

ボランティア組織間の連携充実

施策項目	現状	施策内容
<p>ボランティア組織間の連携充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターなどの団体等で構成される地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。</li> <li>・市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の情報提供を充実させます。</li> <li>・市民活動支援センターや各大学のボランティア派遣組織などの連携・充実を図ります。</li> <li>・障害福祉関係のイベント等における学生ボランティアの活用を図ります。</li> <li>・基盤としてのボランティアセンターとボランティア組織との連携の充実を図ります。</li> </ul>

ボランティア活動の拡大 <small>かつどう かくだい</small>		
施策項目 <small>しやくこうもく</small>	現 状 <small>げん じょう</small>	施 策 内 容 <small>し さく ない よう</small>
参加のための 環境整備 <small>さんか かんきょうせいび</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会のホームページSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等やボランティアに関する各種講座の開催やボランティア募集に関する情報の周知を図ったり、青年層のボランティア体験を推進したりするなど、参加のための環境整備を行っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もがボランティア活動に参加しやすいように、情報の提供や活動メニューの整備などを行います。</li> <li>体験企画などによるボランティア活動を推進します。</li> <li>学生等の体験ボランティアの受け入れ先を整備します。</li> </ul>
ボランティア の養成と 組織化 <small>ボランティア ようせい そしきか そしきか</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア養成講座については、地域活動支援センターや病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、受講者にボランティア組織への入会を勧めるなどの取組を行っている。</li> <li>地域・企業・団体のボランティア活動への参加が図られていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関とのさらなる連携を図り、ボランティア養成講座の充実と講座修了者の組織化を図ります。</li> <li>ボランティア・コーディネーターの研修・養成講座を実施し、個人・団体に対して情報の提供を行い、人材の適切な活用を図ります。</li> <li>市内の大学等と締結した協定に基づき、各種事業への学生ボランティアの参加を募るなど、ボランティアの活用を図ります。</li> </ul>

「 3 - ( 3 ) - ① 」

( 3 ) 権利擁護

基本的な考え

人として尊厳をもって生きることができるように、障害者差別や虐待防止に対する取組など、権利擁護の推進や成年後見制度の適切な活用を図るとともに、これらについて積極的に周知していきます。

① 権利擁護の推進

権利擁護についての啓発活動を推進し、障害者の権利にかかる国内外の動向を踏まえながら障害者差別や虐待防止に対して取り組みます。

また、社会福祉協議会などによる地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護を進めます。合わせて成年後見制度の利用を促進します。

権利擁護の推進		
施策項目	現 状	施 策 内 容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護を推進しているが、引き続き推進していく必要がある。</li> <li>・ 事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動をさらに推進します。</li> <li>・ 社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業などを活用します。</li> <li>・ 障害者サポーター養成講座等により事業者への障害理解の周知啓発を行います。</li> </ul>

せいねんこうけんせいど てきせつ かつよう 成年後見制度の適切な活用		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く な い よ う 施 策 内 容
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りようそくしん の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。</li> <li>成年後見制度を必要としている人が一定数おり、相談内容が複雑化している。</li> <li>市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見・あんしんサポートセンタ－八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。</li> <li>成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。</li> <li>費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。</li> </ul>

しょうがいしゃさべつきんし とりくみ 障害者差別禁止の取組		
し さ く こ う も く 施策項目	げん じ ょ う 現 状	し さ く な い よ う 施 策 内 容
しょうがいしゃさべつ 障害者差別 きんし とりくみ 禁止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドブックの作成やイベントの開催を通じて、市民や事業者に対して差別禁止の周知を行っているが、まだ周知が十分ではない。</li> <li>市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受けており、差別を受ける障害者が一定数いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドブックや合理的な配慮の好事例集、イベント、障害者サポーター養成講座を通じて、条例の市民・事業者への周知に努め、障害者理解の取組を推進します。</li> <li>市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受け、問題解決や障害理解の浸透に努めます。</li> </ul>

だい しょう  
第 5 章

サービス提供<sup>ていきょう</sup>について

しょう がい ふく し けい かく  
(障害福祉計画・

しょう がい じ ふく し けい かく  
障害児福祉計画)

# 1

## しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく 障害福祉計画・障害児福祉計画について

しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかくは、ちいき あんしん くらすために必要な しょうがい  
福祉サービスやちいきせいかつしえんじぎょうのサービス提供体制の充実を図り、障害のあ  
る方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画で  
す。国の基本指針や東京都の基本的な考え方等を踏まえ、令和5年度（2023年度）ま  
での成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要  
なサービス量の確保を図ります。

# 2

## けいかく きほんりねん さだ じこう 計画の基本理念と定める事項

### (1) けいかく きほんりねん 計画の基本理念

- ① しょうがいしゃ じりつ しゃかいさんか そくしん はか  
障害者の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、しょうがいふくし  
サービスの提供体制を充実させます。
- ② しょうがいふくし じっししゆたい ひつよう しょうがいふくし そうだんしえんどう  
障害福祉サービスの実施主体として、必要なしょうがいふくしサービスや相談支援等の  
計画的な提供に努めます。
- ③ ちいきせいかつ いこう ていちゃく けいぞく しゅうろうしえん しょうがいじしえん さまざま  
地域生活への移行・定着・継続や就労支援、障害児支援といった様々なサービ  
スの提供体制を整えるとともに、しょうがいしゃ せいかつ ちいきぜんたい しえん  
障害者の生活を地域全体で支援するための  
拠点等の運用を図ります。

### (2) ほんけいかく さだ じこう 本計画に定める事項

- ① しょうがいふくし サービス、そうだんしえんおよ ちいきせいかつしえんじぎょう ていきょうたいせい かくほ かが  
しょうがいふくし サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る  
成果目標と活動指標
- ② かくねんど における していしょうがいふくし サービス、していちいきそうだんしえんまた していけいかくそうだん  
各年度における指定しょうがいふくし サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談  
支援、ちいきせいかつしえんじぎょう しょうがいじしえん しゆるい ひつよう りょう みこ およ みこみりょう  
地域生活支援事業、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量  
の確保のための方策
- ③ しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく かくねんど たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか  
しょうがいふくしけいかく及びしょうがいじふくしけいかくの各年度における達成状況を点検及び評価  
する方法等

### 3

## しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1. れいわ ねんど (2023年度) の成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の運用、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえ、令和5年度(2023年度)を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

#### せいかもくひょう 成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標について、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価したうえで必要な対応を行うこととされています。

#### かつどうしひょう 活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することとされています(成果目標と合わせて少なくとも年に1回は行うとともに、より頻繁に行うことが望ましいとされています。)

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 【国の基本指針】

- ・令和5年度(2023年度)末までに、平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度(2023年度)末の施設入所者数を平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ・児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとした施設を除く。

### 【東京都の基本的な考え方】

調整中

### 【東京都の目標】

調整中

【市の基本的な考え方】

- ・令和5年度（2023年度）末までに、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者の6%以上が、共同生活援助（グループホーム）等を利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。
- ・令和5年度（2023年度）末の施設入所者数が令和2年度（2020年度）末時点の施設入所者数を超えないを目指します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	22 人	※全施設入所者のうち、令和5年度（2023年度）末までに、施設入所から共同生活援助（グループホーム）等を利用する等により、地域移行する予定者の数 （割合については、地域生活移行者数を平成31年度（2019年度）末時点の全入所者373人で除した値）
	6 %	
削減見込	0 人	※令和5年度（2023年度）末段階での削減見込数 （割合については、削減見込数を全入所者373人で除した値）
	0 %	

かつどうしひょう  
【活動指標】

		じっせきち 実績値 (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)	
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,370	1,395	1,420	1,445	
じりつくねん きのうくねん 自立訓練 (機能訓練)	にんぶん 人分	4	4	4	4	
じりつくねん せいかつくねん 自立訓練 (生活訓練)	にんぶん 人分	136	140	140	140	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんぶん 人分	400	411	422	433	
しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	149	153	157	161	
しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,480	1,530	1,580	1,630	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にんぶん 人分	100	120	140	160	
たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所 (福祉型)	りようしゃすう 利用者数	220	374	382	390	
	のべりようしゃすう 延利用者数	15,460	19,803	20,227	20,651	
たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所 (医療型)	りようしゃすう 利用者数	68	71	73	75	
	のべりようしゃすう 延利用者数	2,194	2,822	2,902	2,982	
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	にんぶん 人分	772	850	925	1,000	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	にんぶん 人分	5	9	10	11	
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にんぶん 人分	5	7	8	9	
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	にんぶん 人分	380	380	380	380	

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- ・令和5年度（2023年度）における精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度（2023年度）末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を目標値として設定する。
- ・令和5年度（2023年度）末までに、入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点での退院率は86%以上、入院後1年時点での退院率は92%以上とすることを目標値として設定する。

### 【東京都の基本的な考え方】

調整中

### 【市の基本的な考え方】

- ・長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助（グループホーム）等の居住の場や自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図ります。
- ・精神障害者の地域生活を支援するための保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続して設けます。
- ・地域移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。

【活動指標】

		じっせきち 実績値 みこ (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 ねんど (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 ねんど (2023年度)	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	にんぶん ねん 人分/年	19	21	23	25	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の ちいきいこうしえん 地域移行支援	にんぶん げつ 人分/月	5	8	9	10	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の ちいきていちやくしえん 地域定着支援	にんぶん げつ 人分/月	5	6	7	8	
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者の きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	にんぶん ねん 人分/年	250	275	300	325	

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針】

- ・令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 【東京都の基本的な考え方】

調整中

#### 【市の基本的な考え方】

- ・障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談支援事業所や地域福祉推進拠点など地域の社会資源を活かして、障害者の日常生活を支援するために整備したネットワークを、より利用者のニーズに合わせて運用していけるよう、機能拡充を図ります。
- ・地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討をします。
- ・地域生活支援拠点事業において、地域移行支援のためのピアサポート活動を充実させます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- ・令和5年度(2023年度)末までに平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型について、平成31年度(2019年度)の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。
- ・令和5年度(2023年度)に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を令和5年度(2023年度)末には全体の7割以上とする。

### 【東京都の基本的な考え方】

調整中

## 【市の基本的な考え方】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されるところだが、市では障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることから、令和5年度（2023年度）における「区市町村障害者就労支援事業」による年間一般就労者数を、国の基本指針どおり平成31年度（2019年度）実績の1.27倍以上とすることを目指します。
- ・平成31年度（2019年度）の一般就労への移行実績から、就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上とすることを目指します。
- ・令和5年度（2023年度）に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を令和5年度（2023年度）末には全体の9割以上とし、国の基本指針を上回る成果目標を設定します。
- ・市や先進的な企業等で取り組んでいる障害者の就労事例を他の企業等に周知することにより、障害者雇用への理解促進を図ります。
- ・企業や福祉施設等に障害者就労・生活支援センターのジョブコーチを派遣するなど、より多くの障害者が必要な支援を受けながら継続して就労できる環境を整備していきます。
- ・関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。

せい か も く ひょう  
【成果目標】

こ う 目 項 目	すう ち 数 値	か ん が か た 考 え 方
れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る ね ん か ん い つ ぱ ん し ゅ う ろ う い こ う し ゃ す う 年 間 一 般 就 労 移 行 者 数	166 人  1.27 倍	へい せい 31 ね ん ど (2019 ね ん ど) にお い て、 は ち お う し し し ょ う が い し ゃ し ゅ う ろ う せ い か つ し え ん 八 王 子 市 障 害 者 就 労 ・ 生 活 支 援 セ ン ター の 支 援 に よ り 一 般 就 労 し た 者 の 数 (131 人) を 基 準 と す る
し ゅ う ろ う い こ う し え ん じ ゃ ゅ う 就 労 移 行 支 援 事 業 に つ い て、 れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る い つ ぱ ん し ゅ う ろ う い こ う じ つ せ き 一 般 就 労 へ の 移 行 実 績	117 人  1.30 倍	へい せい 31 ね ん ど (2019 ね ん ど) にお い て、 就 労 支 援 事 業 に よ り 一 般 就 労 し た 者 の 数 を 基 準 と す る。
し ゅ う ろ う け い ぞ く し え ん が た 就 労 継 続 支 援 A 型 に つ い て、 れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る い つ ぱ ん し ゅ う ろ う い こ う じ つ せ き 一 般 就 労 へ の 移 行 実 績	13 人  1.26 倍	へい せい 31 ね ん ど (2019 ね ん ど) にお い て、 就 労 継 続 支 援 A 型 に よ り 一 般 就 労 し た 者 の 数 を 基 準 と す る。
し ゅ う ろ う け い ぞ く し え ん が た 就 労 継 続 支 援 B 型 に つ い て、 令 和 5 ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る 一 般 就 労 へ の 移 行 実 績	30 人  1.23 倍	へい せい 31 ね ん ど (2019 ね ん ど) にお い て、 就 労 継 続 支 援 B 型 に よ り 一 般 就 労 し た 者 の 数 を 基 準 と す る。
し ゅ う ろ う い こ う し え ん じ ゃ ゅ う と う つ う 就 労 移 行 支 援 事 業 等 を 通 じ て い つ ぱ ん し ゅ う ろ う い こ う し ゃ 物 れい わ 一 般 就 労 へ 移 行 す る 者 の 令 和 5 ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る 就 労 てい ち ゃ く し え ん じ ゃ ゅ う り ょ う し ゃ わ り あ い 定 着 支 援 事 業 の 利 用 者 の 割 合	7 割 以 上	れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) ま つ だ ん かい の 割 合
し ゅ う ろ う てい ち ゃ く し え ん じ ゃ ゅ う し ゃ 就 労 定 着 支 援 事 業 所 の う ち、 れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) にお け る し ゅ う ろ う てい ち ゃ く り つ わ り い じ ょ う じ ゃ ゅ う し ゃ 就 労 定 着 率 が 8 割 以 上 の 事 業 所 の 割 合	9 割 以 上	れい わ ね ん ど (2023 ね ん ど) ま つ だ ん かい の 割 合

かつどうしひょう  
【活動指標】

		じっせきち 実績値 (見込み)	かつどうしひょう 活動指標			
		れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)	
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,370	1,395	1,420	1,445	
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんぶん 人分	400	411	422	433	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	149	153	157	161	
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,480	1,530	1,580	1,630	
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にんぶん 人分	100	120	140	160	

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 【東京都の基本的な考え方】

調整中

### 【市の基本的な考え方】

- ・ 市内には児童発達支援センターがすでに2か所（平成30年〔2018年〕10月時点）設置されているため、これらを活用していきます。
- ・ 市には保育所等訪問支援事業所が2か所（令和2年〔2020年〕3月末時点）ありますが、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。
- ・ 市内には、すでに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が

2か所、放課後等デイサービス事業所が4か所ありますが、令和5年度（2023年度）末までにさらなる拡充を旨とします。

- ・市ではすでに医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しているため、引き続き医療的ケア児に対する施策を検討していきます。
- ・令和5年度（2023年度）末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターを地域生活支援拠点事業所等に配置します。

### 【活動指標】

		実績値 （見込み）	活動指標			
		令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	
児童発達支援	人分	350	370	390	410	
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1	
放課後等デイサービス	人分	1,068	1,100	1,130	1,160	
保育所等訪問支援	人分	132	162	192	222	
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	1	1	1	
障害児相談支援	人分	24	33	35	37	

## （6）相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度（2023年度）末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保す

ることを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】

調整中

【市の基本的な考え方】

- ・地域生活支援拠点事業の機能を充実させることにより、相談支援体制の強化を図ります。
- ・相談支援事業者の連携強化やスキルアップのために、委託相談支援事業所連絡会や相談支援事業所連絡会において情報交換や勉強会を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和5年度（2023年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する体制を構築することを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】

調整中

【市の基本的な考え方】

- ・障害者福祉課に新規配属された職員を中心に、東京都が主催する障害支援区分認定調査員等研修及び障害者虐待防止対策支援事業に参加します。

- ・指導監査課において、障害福祉サービス事業者等の実地検査の結果を年2回程度市ホームページで公表します。
- ・障害福祉サービス事業者の人材育成のため、虐待防止研修を実施するほか、各種研修の受講を促します。

## 2. 障害福祉サービス等

令和5年度(2023年度)における目標値を達成できるように、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの各年度及び令和2年度(2020年度)における指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて定めます。

### (1) 訪問系サービス

#### 【国の基本指針】

- ・ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入所施設から地域への移行者及び退院可能精神障害者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を踏まえて、利用者数及び量の見込みを定める。

#### 【事業内容】

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般の介護サービスを行います。

#### ②重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的にを行います。

#### ③行動援護

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護などを提供します。

#### ④ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。都内に事業所が1か所しかなく、利用希望者が見込めませんが、その他の障害福祉サービスを組み合わせることにより同等のサービスを提供します。

#### 【市の基本的な考え方】

現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化・高齢化による利用時間の伸びや新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんどう 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんどう 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんどう 令和2年度 (2020年度) (見込み)
きょたくかいご 居宅介護	じかんぶん 時間分	85,116	87,912	87,807
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	602	637	660
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかんぶん 時間分	484,242	502,626	522,964
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	188	191	195
こうどうえんご 行動援護	じかんぶん 時間分	4,400	6,266	7,383
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	19	24	28
どうこうえんご 同行援護	じかんぶん 時間分	31,635	36,300	38,331
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	180	182	188
じゅうどしやうがいしやとうほうかつ 重度障害者等包括 しえん 支援	じかんぶん 時間分	0	0	0
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	0	0	0
ごうけい 合計	じかんぶん 時間分	605,393	633,104	656,485
	りようしゃすう 利用者数 (人分)	989	1,034	1,071

【サービス量の見込み】

		れいわねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわねんど 令和5年度 (2023年度)
きょたくかいご 居宅介護	じかんぶん 時間分	90,202	92,596	94,991
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	678	696	714
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかんぶん 時間分	536,373	549,783	563,192
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	200	205	210
こうどうえんご 行動援護	じかんぶん 時間分	8,174	8,965	9,756
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	31	34	37
どうこうえんご 同行援護	じかんぶん 時間分	39,962	41,593	43,224
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	196	204	212
じゅうどししょうがいしゃどうほうかつ 重度障害者等包括 しえん 支援	じかんぶん 時間分	0	0	0
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	0	0	0
ごうけい 合計	じかんぶん 時間分	674,711	692,937	711,163
	りようしゃすう 利用者数 (にんぶん 人分)	1,105	1,139	1,173

## （２）日中活動系サービス

### 【国の基本指針】

・次の1及び2を踏まえて、利用者数及び量の見込みを定める。

1. 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数。
2. 入所施設から地域への移行者及び退院可能精神障害者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数。

### ①生活介護

#### 【事業内容】

常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は、区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分3以上）が対象者となります。

#### 【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいることなどを踏まえて利用者数を見込みます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
生活介護	人分	1,311	1,344	1,370

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
せいかつかいご 生活介護	にんぶん 人分	1,395	1,420	1,445

② じりつくんれん きのうくんれん  
自立訓練（機能訓練）

【事業内容】

しんたいしょうがいしゃ たいしょう じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いったい きかん  
身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間  
(ひょうじゆんきかん げつ しんたいきのうこうじょう ひつよう くんれん おこな  
標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

し 基本 かんが かんが かんが かんが  
市内には自立訓練（機能訓練）を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ  
つういん しょうがいしゃ かず りようしゃすう みこ  
通院している障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	にんぶん 人分	8	6	4

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	にんぶん 人分	4	4	4

### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### 【事業内容】

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

#### 【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設を利用している知的障害者などの利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自立訓練（生活訓練）	人分	125	136	136

#### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立訓練（生活訓練）	人分	140	140	140

### ④ 就労移行支援

#### 【事業内容】

一般就労等に向けて、一定期間（標準期間24か月）、事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

### 【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労移行支援	人分	378	392	400

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労移行支援	人分	411	422	433

## ⑤ 就労継続支援

### 【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

### 【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等を踏まえて利用者数を見込みます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	130	149	149
しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,376	1,480	1,480

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
しゅうろうけいぞくしえん えーがた 就労継続支援 (A型)	にんぶん 人分	153	157	161
しゅうろうけいぞくしえん びーがた 就労継続支援 (B型)	にんぶん 人分	1,530	1,580	1,630

しゅうろうていちゃくしえん  
⑥ 就労定着支援

じぎょうないよう  
【事業内容】

しゅうろういこうしえんとう りょう へ いっほんしゅうろう いこう しょうがいしゃ しゅうろう ともな かんきょう  
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境  
へんか せいかつめん かだい しょう ひと かだいかいけつ ひつよう れんらくちょうせい  
変化により生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や  
しどう じょげんとう しえん おこな  
指導・助言等の支援を行います。

し きほんてき かんが かつ  
【市の基本的な考え方】

へいせい ねんど (2018年度) に そうせつ されたサービスであり、しゅうろういこうしえんとう の利用を経て  
いっほんしゅうろう いこう ひと いていすう ほん りょう  
一般就労へ移行した人のうち一定数が本サービスを利用することをみこ  
じぎょうしよすう そうか かんあん りょうしやすう みこ  
事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
就労定着支援	人分	38	92	100

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労定着支援	人分	120	140	160

⑦療養介護

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
療養介護	人分	43	42	43

## 【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
りょうようかいご 療養介護	にんぶん 人分	43	43	43

## ⑧短期入所

### 【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

### 【市の基本的な考え方】

現時点の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

### 【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	りょうしゃすう 利用者数 (人分)	338	365	220
	のべりょうしゃすう 延利用者数 (人分)	18,566	19,326	15,460
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	りょうしゃすう 利用者数 (人分)	62	69	68
	のべりょうしゃすう 延利用者数 (人分)	2,003	2,742	2,194

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	りようしゃすう にんがん 利用者数・人分	374	382	390
	のべりようしゃすう にんがん 延利用者数・人分	19,803	20,227	20,651
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	りようしゃすう にんがん 利用者数・人分	71	73	75
	のべりようしゃすう にんがん 延利用者数・人分	2,822	2,902	2,982

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### 【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的・身体障害者または精神障害者に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

##### 【市の基本的な考え方】

現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行が進むことや、市が共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を今後の主要な取組と捉えていることなどを踏まえて、利用者数を見込みます。

##### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	691	772	772

##### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	850	925	1,000

## ② 施設入所支援

### 【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

### 【市の基本的な考え方】

令和5年度（2023年度）末までに、平成31年度（2019年度）末時点の施設入所者の9%以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度（2023年度）末の施設入所者数が令和2年度（2020年度）末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
施設入所支援	人分	381	373	380

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
施設入所支援	人分	380	380	380

### ③ 自立生活援助

#### 【事業内容】

福祉施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

#### 【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであるため、ひとり暮らしへの移行希望者のうち一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自立生活援助	人分	9	16	19

#### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	人分	22	24	26

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

#### 【事業内容】

施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

#### 【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
計画相談支援	人分/月	161	182	209

#### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	人分/月	220	230	240

## ② 地域移行支援

### 【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について一定の期間（標準期間6か月）、必要な支援を行います。

### 【市の基本的な考え方】

福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域移行支援	人分/月	6	7	5

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域移行支援	人分/月	9	10	11

## ③ 地域定着支援

### 【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について一定の期間（標準期間6か月）支援を行います。

## 【市の基本的な考え方】

地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

## 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域定着支援	人分/月	1	4	5

## 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域定着支援	人分/月	7	8	9

## (5) 障害福祉サービスのサービス量確保のための方策

- ①訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。
- ②日中活動系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、利用者のニーズ等の把握に努め、日中活動事業を促進するなど体制の充実を図ります。
- ③居住系サービスについては、障害者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を図ります。特に重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を旨とします。

### 3. 地域生活支援事業

国は、障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援など各種の事業を実施します。なお、地域生活支援事業は市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

#### (1) 必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

###### 【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

###### 【市の基本的な考え方】

市では障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害理解の推進に取り組んできましたが、今後も障害理解のための周知イベントの開催や広報、市ホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

##### ② 自発的活動支援事業

###### 【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

## 【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

## ③相談支援事業

### 【事業内容】

障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、必要な情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

## 【市の基本的な考え方】

市域が広い八王子市において、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5か所設置しています。また、現在のところ障害者福祉課を相談支援の中核的な役割を担う機関としての基幹相談支援センターと位置づけ、相談支援の充実を図ります。

また、賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所 のバけんすう けん 延件数 (件)	そうだんけんすう 相談件数	34,852	37,590	32,000

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所 のバけんすう けん 延件数 (件)	そうだんけんすう 相談件数	34,000	36,000	38,000

せいねんこうけんせいどりょうし えんじぎょう  
④成年後見制度利用支援事業

じぎょうないよう  
【事業内容】

しょうがいしゃ ちいき あんしん く  
障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を利用すること  
ひつよう しょうがいしゃ ほじょ う せいど りょう こんなん ばあい もうした よう  
が必要である障害者が、補助を受けなければ制度の利用が困難な場合、申立てに要  
ひようおよ こうけんにとん ほうしゅうとう じよせい  
する費用及び後見人等の報酬等を助成します。

し きほんてき かんが かつ  
【市の基本的な考え方】

せいねんこうけん はちおうじ れんけい せいねんこうけんせいど てきせつ  
成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の適切な  
かつよう パンフレット とう しゅうち はか  
活用と、パンフレット等による周知を図っていきます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
もうした けんすう 申立て件数	のバけんすう けん 延件数 (件)	7	1	15

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
もうした けんすう 申立て件数	のバけんすう けん 延件数 (件)	15	15	15

い し そつう し えん じぎょう  
⑤意思疎通支援事業

じぎょうないよう  
【事業内容】

しかく ちょうかく げんごきのう おんせいきのう たのた しょうがい のため、い し そつう が こんなん しょうがいしゃ 等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳協力者及び要約筆記協力者の養成・派遣や、盲ろう者向け通訳・介助者の養成を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組めます。

し きほんてき かんが かつ  
【市の基本的な考え方】

しゅわつうやくきょうりよくしゃ ようやくひつきょうりよくしゃおよ ぼうろうしゃむ つうやく かいじょしゃ ようせい と とうろくしゃすう はけんけんすう そうか はか じょうほうほしょう じゅうじつ はか 登録者数・派遣件数の増加を図り、情報保障の充実を図ります。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんどう 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんどう 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんどう 令和2年度 (2020年度) (見込み)
しゅわつうやくこうしゅうかい 手話通訳講習会 しゅうりようしやすう 修了者数	しよきゅうしゅわ 初級手話 こうしゅうかい にん 講習会 (人)	83	78	0
	ちゅうきゅうしゅわ 中級手話 こうしゅうかい にん 講習会 (人)	63	57	0
	しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようせい 養成コース にゅうもん にん 入門 (人)	46	29	0
	しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようせい 養成コース にん (人)	7	9	9
しゅわつうやく ようやくひっき 手話通訳・要約筆記 きょうりよくしやとうはけんけんすう 協力者等派遣件数	のべはけんけんすう 延派遣件数 けん (件)	1,763	1,668	1,440
しゅわつうやく ようやくひっき 手話通訳・要約筆記 きょうりよくしや どうろくしやすう 協力者の登録者数	しゅわつうやく 手話通訳 きょうりよくしや にん 協力者 (人)	35	35	40
	ようやくひっき 要約筆記 きょうりよくしや にん 協力者 (人)	18	17	19
もう しゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじよしやどうろくしやすう 介助者登録者数	どうろくしやすう (にん) 登録者数 (人)	12	15	12

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
しゅわつうやくこうしゅうかい 手話通訳講習会 しゅうりょうしやすう 修了者数	しょきゅうしゅわ 初級手話 こうしゅうかい にん 講習会 (人)	80	80	80
	ちゅうきゅうしゅわ 中級手話 こうしゅうかい にん 講習会 (人)	60	60	60
	しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようせい 養成コース にゅうもん にん 入門 (人)	20	20	20
	しゅわつうやくしや 手話通訳者 ようせい 養成コース にん (人)	5	5	5
しゅわつうやく ようやくひっき 手話通訳・要約筆記 きょうりよくしやとうはけんけんすう 協力者等派遣件数	のべはけんけんすう 延派遣件数 けん (件)	1,740	1,790	1,840
しゅわつうやく ようやくひっき 手話通訳・要約筆記 きょうりよくしや とうろくしやすう 協力者の登録者数	しゅわつうやく 手話通訳 きょうりよくしや にん 協力者 (人)	40	41	42
	ようやくひっき 要約筆記 きょうりよくしや にん 協力者 (人)	19	20	21
もう しゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょしやとうろくしやすう 介助者登録者数	とうろくしやすう 登録者数 (人)	12	13	14

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
 ⑥ 日常生活用具給付事業

じぎょうないよう  
 【事業内容】

じゅうどしょうがいしゃ たい しょうがい しゅるい ていど おう にちじょうせいかつようぐ きゅうふ  
 重度障害者に対し、障害の種類、程度に応じた日常生活用具を給付します。

し きほんてき かんが かつ  
 【市の基本的な考え方】

にちじょうせいかつようぐ ひつよう しょうがいしゃどう たい てきせつ きゅうふ おこな にちじょうせいかつ  
 日常生活用具を必要とする障害者等に対して適切な給付を行い、日常生活の  
 べんぎ はか しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか けんすう ぞうか みこ  
 便宜を図ります。障害者の重度化・高齢化により、件数の増加を見込みます。

じっせき  
 【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付	きゅうふけんすう 給付件数 (件)	13,448	12,436	13,700
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具		64	55	60
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		102	88	100
ざいたくりょうようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		123	92	130
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		254	300	300
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		12,889	11,891	13,100
しょうきぼじゅうたくかいしゅうひ 小規模住宅改修費		16	10	10

りょう みこ  
 【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付	きゅうふけんすう 給付件数 (件)	13,921	14,142	14,363
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具		60	60	60
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		110	120	130
ざいたくりょうようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		130	130	130
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		310	320	330
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		13,300	13,500	13,700
しょうきぼじゅうたくかいしゅうひ 小規模住宅改修費		11	12	13

## ⑦移動支援事業

### 【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等（同行援護に該当する視覚障害者を除く）の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

### 【市の基本的な考え方】

地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
移動支援	利用者数 (人分)	762	771	780
	延利用時間数 (時間分)	87,738	86,668	86,500

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
移動支援	利用者数 (人分)	789	798	807
	延利用時間数 (時間分)	87,400	88,300	89,200

## ⑧地域活動支援センター事業

### 【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

### 【市の基本的な考え方】

個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会や、社会との交流の場を提供しており、今後も相談件数や利用者数の増加を見込みます。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	2,850	2,603	2,800
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	のべりようしゃすう 延利用者数（人分）	4,272	4,212	4,212

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）	相談件数（件）	2,900	3,000	3,100
地域活動支援 センター（Ⅲ型）	のべりようしゃすう 延利用者数（人分）	4,350	4,450	4,550

## (2) 任意事業

### ① 巡回入浴サービス事業

#### 【事業内容】

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者に対し、巡回入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

#### 【市の基本的な考え方】

障害者の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
巡回入浴サービス	延利用者数 (人分)	2,987	3,041	2,866

#### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
巡回入浴サービス	延利用者数 (人分)	3,200	3,300	3,400

### ② 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

#### 【事業内容】

心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

### 【市の基本的な考え方】

出前講座や特別支援学校での説明会等で引き続き制度の周知を図ります。

### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
自動車運転教習費	助成件数 (件)	4	6	8
自動車改造費助成	助成件数 (件)	11	6	6

### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自動車運転教習費	助成件数 (件)	7	7	7
自動車改造費助成	助成件数 (件)	11	11	11

## ③点字・声の広報等発行事業

### 【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、「広報はちおうじ」や「市議会だより (ひびき)」など市が提供する各種の情報について、点字化や音声化を進めます。

### 【市の基本的な考え方】

市が提供する情報について、点字化や音声化を進めるとともに、音声コードや音声読み上げソフト等の周知を図ります。加えて、市のホームページにおける音声ファイルの提供を推進するなど、視覚障害者の情報入手の幅を広げます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
てんじこうほうとうはっこう 点字広報等発行	ぶすう ぶ 部数 (部)	1,087	1,052	1,050
こえ こうほうとうはっこう 声の広報等発行	ぶすう ぶ 部数 (部)	2,142	2,073	2,100

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
てんじこうほうとうはっこう 点字広報等発行	ぶすう ぶ 部数 (部)	1,200	1,210	1,220
こえ こうほうとうはっこう 声の広報等発行	ぶすう ぶ 部数 (部)	2,200	2,250	2,300

しょうがいしゃにつちゅういちじしえんじぎょう  
④障害者日中一時支援事業

じぎょうないよう  
【事業内容】

かいごしゃ しっぺいとう りゆう きょたく かいご ばあい かいごしゃ いちじてき  
介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的  
な休息を必要とする場合に、障害者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行う  
ひがえ  
日帰りショートステイを実施します。

し きほんてき かんが  
【市の基本的な考え方】

しょうがいしゃ かぞく こうれいか きょたくかいご いちじてき こんなん かいごしゃ  
障害者の家族の高齢化により居宅介護が一時的に困難になることや、介護者の  
きゅうそく ひつよう ばめん ぶん みす りようぞう みこ  
休息が必要となる場面が増えることを見据え、利用増を見込みます。

じっせき  
【実績】

		へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
しょうがいしゃにつちゅういちじしえん 障害者日中一時支援	のべりようしゃすう 延利用者数 (人分)	1,814	1,621	1,296

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
しょうがいしゃにつちゅういちじしえん 障害者日中一時支援	のべりようしゃすう 延利用者数 (人分)	1,750	1,760	1,770

ちいきせいかつしえんじぎょうみこみりょうかくほ ほうさく  
(3) 地域生活支援事業見込量確保のための方策

- ① サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。
- ② 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。
- ③ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。
- ④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権の擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会において検討していきます。

## 4. 障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

### (1) 障害児支援のサービス

#### ① 児童発達支援

##### 【事業内容】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

##### 【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

##### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
児童発達支援	利用者数 (人分)	317	350	350

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用者数 (人分)	370	390	410

②医療型児童発達支援

【事業内容】

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。

【市の基本的な考え方】

近年、重症心身障害児や医療的ケア児の療育に関するニーズが高まっていますが、市内に事業者がなく、新規利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
医療型児童発達支援	利用者数 (人分)	0	0	0

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
医療型児童発達支援	利用者数 (人分)	1	1	1

### ③放課後等デイサービス

#### 【事業内容】

就学している障害児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

#### 【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

#### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,031	1,068	1,068

#### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,100	1,130	1,160

#### ④ 保育所等訪問支援

##### 【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

##### 【市の基本的な考え方】

近年、サービスの周知が広がったことにより利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

なお、本サービスとは異なる事業ですが、市では保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施しています。

##### 【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
保育所等訪問 支援	利用者数 (人分)	5	18	132

##### 【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問 支援	利用者数 (人分)	162	192	222

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

##### 【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度（2018年度）に創設されたサービスであるが、市内に事業所がなく、利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。

【実績】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	0	0	0

【サービス量の見込み】

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	1	1	1

⑥ 障害児相談支援

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

セルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量を見込みます。

じっせき  
【実績】

	へいせい ねんど 平成30年度 (2018年度)	へいせい ねんど 平成31年度 (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 (2020年度) (見込み)
しょうがいじそくだんしえん 障害児相談支援	りょうしゃすう にんぶん 利用者数 (人分) 28	27	24

りょう みこ  
【サービス量の見込み】

	れいわ ねんど 令和3年度 (2021年度)	れいわ ねんど 令和4年度 (2022年度)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023年度)
しょうがいじそくだんしえん 障害児相談支援	りょうしゃすう にんぶん 利用者数 (人分) 33	35	37

りょうかくほ ほうさく  
(2) サービス量確保のための方策

- ① しょうがいじ かぞくとう たい  
障害児の家族等に対してサービスに関する かん じょうほうていきょう はびろ おこな  
情報提供を幅広く行い、りょうそくしん  
利用促進を  
はか  
図ります。
- ② かんけいきかん じょうほうきょうゆう てきかく はあく ていきょうたいせい せいび  
関係機関との情報共有により、的確にニーズを把握し、サービス提供体制の整備  
を推進します。
- ③ しょうがい そうきはっけん つと ふくし ほけん いりょう きょういく かくきかん れんけい はか てきせつ  
障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切  
な療育につなげていきます。

## 5. 施設の整備目標

本市における各種障害者施設の定員について、平成30年度～令和2年度（2018年度～2020年度）の実績や令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）の利用者数の見込みを踏まえ、令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）の整備目標を設定します。

なお、共同生活援助（グループホーム）及び短期入所については、特に整備する必要があるので、単独で目標値を設定し、通所施設については生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設を統合する形で目標を設定します。

### 【施設の整備実績と目標】

施設種別	平成30年度 (2018年度) (実績)	平成31年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度) (見込)	令和3年度 (2021年度) (目標)	令和4年度 (2022年度) (目標)	令和5年度 (2023年度) (目標)
共同生活 援助 (定員数・人)	973	1,065	1,102	1,157	1,212	1,267
短期入所 (定員数・人)	78	80	86	90	94	98
通所施設 (定員数・人)	3,425	3,601	3,844	3,899	3,954	4,009

## 4

## 計画の達成状況の点検及び評価

### (1) 点検及び評価の体制

計画の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理などを含む評価体制として、学識経験者、障害者団体の代表、障害当事者、市民、関係行政機関の職員等で構成する障害者地域自立支援協議会と協議しながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握等を行っていきます。

また、計画を推進していくために、関係部署における推進体制の整備を進めます。

### (2) 点検及び評価の方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を上げていくうえで重要となります。

国の基本指針を踏まえ、計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

- ・各年度における評価の際には、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

《障害福祉計画におけるPDCAサイクルのイメージ》

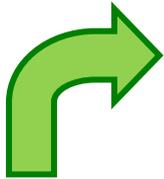
国の基本指針

- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方を提示する。



計画 (Plan)

- ・国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定や見込量確保のための方策等を定める。



改善 (Act)

- ・中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、計画の見直し等を実施する。

実行 (Do)

- ・計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



評価 (Check)

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う。
- ・中間評価の際には、障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。



はちおうじししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく そあん  
八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）

<パブリックコメント（R2.12.15～R3.1.15）>

はちおうじしふくしぶしょうがいしゃふくしか  
八王子市福祉部障害者福祉課

〒192-8501 とうきょうとはちおうじしもとほんごうちょうさんちやうめ ほん ごう  
東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7245（ちやくつう 直通） FAX：042-623-2444

E-mail：b440600@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、 八王子  
あるけるまち。